

第4期山添村障害者計画
第6期山添村障害福祉計画
(第2期山添村障害児福祉計画)

令和3年3月

山 添 村

ごあいさつ

山添村では、障害のある人が自らの望む生活を営むことができ、誰もが自分らしく元気で安心して生活ができるむらづくりを目指し、『誰もが安心・安全に暮らせる地域社会の実現』～慣れ親しんだ地域で生きる、支え合いのむらづくり～』を基本理念に掲げた山添村障害者計画・障害福祉計画を策定し、目標実現に向けて取り組んできました。



高齢者、子育て世帯に対する制度が充実する一方で、少子高齢化や家族・地域社会の変容、また昨今の新型コロナウイルス感染症の蔓延による新しい生活様式への転換など社会全体の価値観が大きく変わろうとしています。第4期障害者計画及び第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）では、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現、そして私が目指す『住んでいて良かった これからも住みつけたい 山添村へ』の基本理念とともに、目標に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えています。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、「障害福祉に関するニーズ調査」にご協力をいただきました多くの村民の皆様をはじめ、村内事業所、山添村障害者計画等策定委員会委員並びに山添村障害者自立支援協議会委員の皆様方の貴重なご意見をいただきましたこと深く感謝申し上げます。

令和3年3月

山添村長 森中 利也

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 障害者支援に関する近年の国の政策動向について.....	4
第2章 障害者を取り巻く現状	10
1 山添村の現状.....	10
2 アンケート調査結果からみえる現状.....	17
3 ヒアリング調査からの現状.....	36
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 基本理念.....	37
2 基本目標.....	38
3 計画の体系.....	40
第4章 障害者計画	41
1 理解.....	41
2 相談.....	42
3 生活支援.....	44
4 生活環境.....	45
5 保健・医療.....	48
6 教育.....	50
7 就労.....	51
8 社会参加.....	53

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画	55
1 成果目標と活動指標	55
2 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み.....	64
3 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み.....	70
4 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み.....	78
第6章 計画の推進にあたって	80
1 計画の推進体制.....	80
2 計画の点検及び評価	80
資料編	81
1 山添村障害福祉計画検討委員会要綱.....	81
2 山添村障害者計画等策定委員会 委員名簿.....	83



計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障害のある方の高齢化と障害の重度化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、全ての障害のある方が、地域で安心して生活できるむらづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障害の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害のある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害のある方の望む地域生活の支援の充実や障害のある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障害のある方に対する差別の禁止及び障害のある方が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねても多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要も生じてきています。

また、国の基本指針では、直近の障害者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定にあたり、障害福祉人材の確保や障害者の社会参加を支える取り組みが盛り込まれるなど、見直しが行われています。

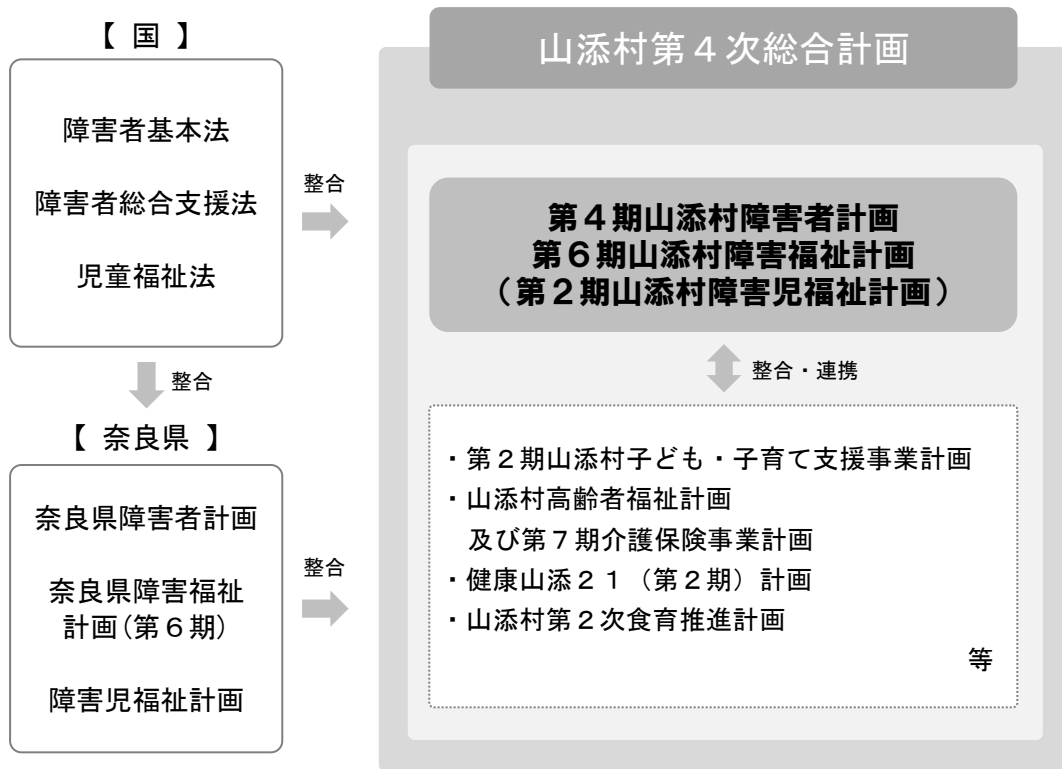
本村では、平成27年3月に策定した「第3期山添村障害者計画」及び平成30年3月に策定した「第5期山添村障害福祉計画（第2期山添村障害児福祉計画）」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本村の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした第4期山添村障害者計画、第6期山添村障害福祉計画（第2期山添村障害児福祉計画）を策定することとしました。

|| 2 計画の位置づけ

障害者計画は、本村の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、村民、関係機関・団体、事業者、村（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、奈良県障害者計画、奈良県障害福祉計画並びに山添村総合計画及び同実施計画における障害者施策との整合性を図りました。



3 計画期間

障害者計画は、令和3年度から8年度までの6年間を計画期間とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第3期山添村障害者計画			第4期山添村障害者計画		
第5期山添村障害福祉計画 (第1期障害児福祉計画)			第6期山添村障害福祉計画 (第2期障害児福祉計画)		

4 障害者支援に関する近年の国の政策動向について

(1) 国の基本計画

① 障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

<基本理念>

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

<基本的方向>

1. 2020東京パラリンピックを契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強かに推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障害者差別の解消に向けた取り組みを着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

<総論の主な内容>

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子ども、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取り組みの推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取り組みの推進

(2) 関係法の動向

① 関連法の制定・改正

ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正 （平成29年）

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 （平成30年）

- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる

ウ 学校教育法等の一部改正（平成 30 年）

- ・障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる

エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年）

- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取り組みや、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する

オ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成 30 年）

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等にあたっての留意点を定めた

カ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障害者の雇用の促進等に関する取り組みの実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた

キ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる

ク 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年）

- ・視覚障害者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務などを明記するとともに、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等の視覚障害者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された

(3) 障害福祉計画の見直しの動向

① 基本指針の見直しの主なポイント

ア 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症に係る取り組み事項を盛り込む

ウ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取り組みを一層促進させる
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進をするとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する

エ 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む

オ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る
- ・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む

カ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・難聴障害児の支援体制について、取り組む仕組みをつくっていく方向性を盛り込む
- ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する
- ・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む
- ・自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する

キ 障害者による文化芸術活動の推進

- ・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取り組みの推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む

ク 障害福祉サービスの質の確保

- ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取り組みについて、基本指針に盛り込む

ケ 福祉人材の確保

- ・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む

② 個別施策に係る見直し事項（その他の見直し項目）

ア 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む
- ・地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要がある

イ 障害福祉人材の確保

- ・提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある
- ・専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施など、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である

ウ 障害者の社会参加等を支える取り組み
(障害者文化芸術活動・読書バリアフリーの推進)

- ・障害者が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る
- ・視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する

エ 依存症対策の推進

- ・依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある

オ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である
- ・より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うことなど、施設を地域に開かれたものとする必要がある
- ・障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要がある
- ・障害児通所支援の体制整備にあたっては、支援が必要な子どもやその保護者が、地域で切れ目ない支援を受けることができるよう、障害福祉主管部局と教育委員会がより緊密な連携を図ることが重要である
- ・放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施にあたっては、学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施形態も検討することが必要である
- ・地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握する（管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- ・地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握する（管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- ・家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族全般のニーズ把握が必要である（施設単位で補うのではなく、自立支援協議会等を活用して短期入所の役割やあり方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要）

- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である
- コーディネーターについては、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を終了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい

カ 農福連携等に向けた取り組み

- 一般就労が直ちに難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい
- 就労継続支援事業等における農福連携の取り組みが推進するよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい
- 高齢障害者における社会参加・就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援事業B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズによって、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい



第 2 章

障害者を取り巻く現状

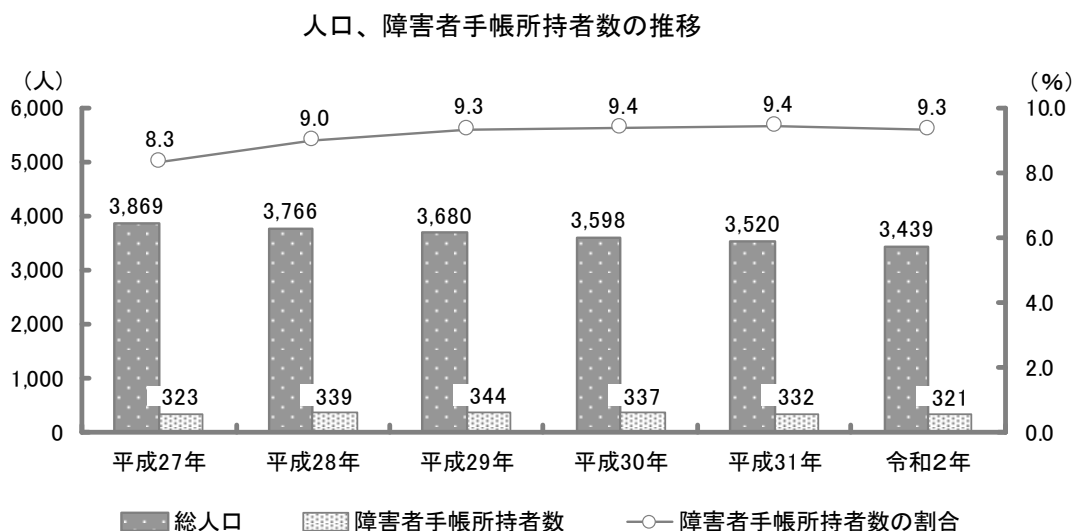
1 山添村の現状

(1) 障害者の状況

① 人口、障害者手帳所持者数の推移

本村の総人口は、令和2年4月1日現在3,439人で、年々減少しています。

障害者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在321人で、平成27年から平成29年にかけて増加し、その後減少しており、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は9.3%と横ばい傾向にあります。

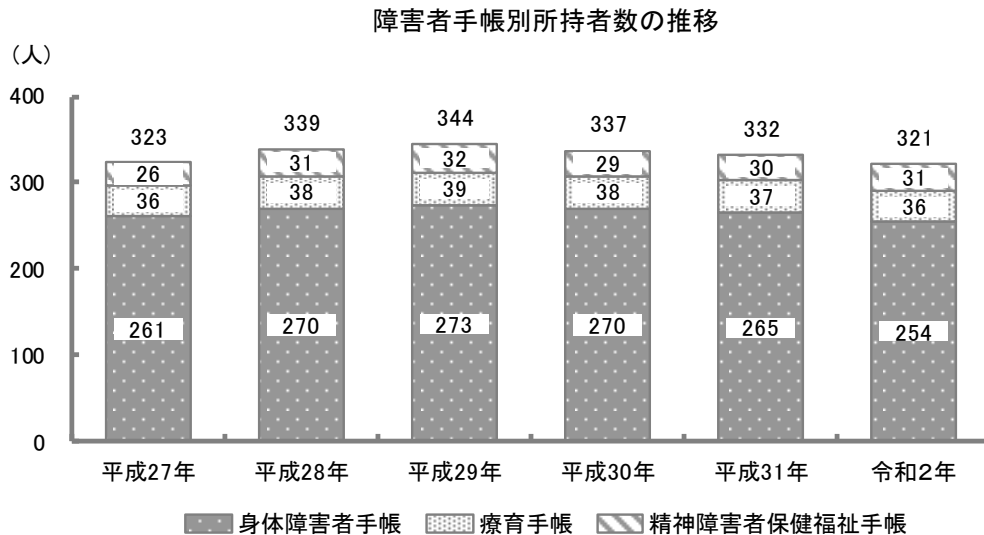


資料：人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）、障害者手帳所持者数は庁内調べ（各年4月1日現在）

② 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は平成29年以降減少しており、令和2年4月1日現在254人となっています。

また、療育手帳所持者数はほぼ横ばいとなっており、令和2年4月1日現在36人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2年4月1日現在31人となっています。



資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

① 身体障害者手帳所持者の等級別推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和2年4月1日現在、4級の手帳所持者数が72人で最も多く、次いで1級の手帳所持者数が60人となっています。また、6級の手帳所持者数は増加傾向にあり、3級の手帳所持者数は減少傾向にあります。

身体障害者手帳所持者の等級別推移

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	59	60	67	63	63	60
2級	25	27	24	27	24	24
3級	63	59	61	60	59	54
4級	76	84	79	77	73	72
5級	25	26	26	25	26	25
6級	13	14	16	18	20	19
合計	261	270	273	270	265	254

資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

② 障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の障害の種類別の推移をみると、令和2年4月1日現在、肢体不自由が168人（66.1％）と最も多く、次いで内部障害が60人（23.6％）となっています。また、肢体不自由の手帳所持者数は減少傾向にあります。

障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
視覚障害	11	11	10	10	8	9
聴覚・平衡 機能障害	16	16	17	19	19	17
音声・言語・そ しゃく 機能障害	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	175	184	186	180	177	168
内部障害	59	59	60	61	61	60
合計	261	270	273	270	265	254

資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

（3）療育手帳所持者の状況

① 障害の程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の程度別の推移をみると、令和2年4月1日現在、中度の手帳所持者数が11人で最も多く、次いで軽度の手帳所持者数が10人となっています。また、軽度の手帳所持者数は増加傾向にあり、最重度、中度の手帳所持者数は減少傾向にあります。

障害の程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
最重度（A1）	12	12	12	12	11	9
重度（A2）	4	4	5	5	6	6
中度（B1）	14	16	16	15	11	11
軽度（B2）	6	6	6	6	9	10
合計	36	38	39	38	37	36

資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 精神障害者手帳所持者の等級別推移

精神障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和2年4月1日現在、2級の
手帳所持者数が16人で最も多く、次いで1級の手帳所持者数が9人となっています。
また、1級の手帳所持者数は増加傾向にあります。

精神障害者手帳所持者の等級別推移

単位：人

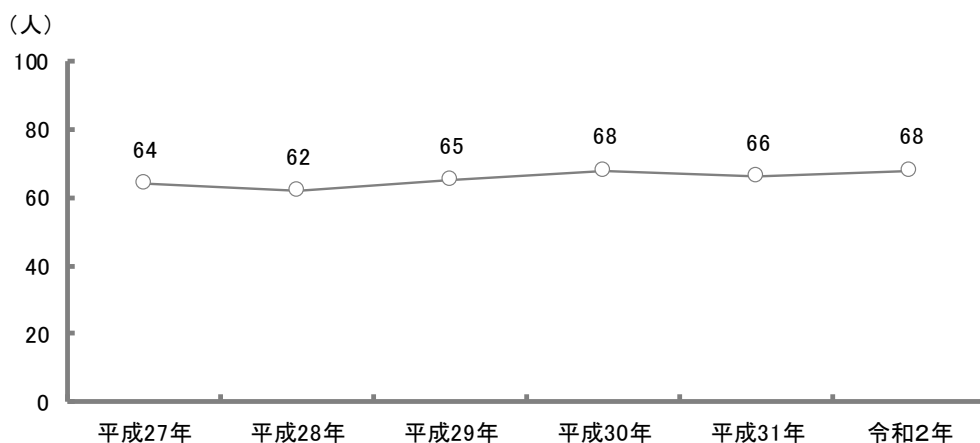
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	4	4	6	5	9	9
2級	17	22	21	19	15	16
3級	5	5	5	5	6	6
合計	26	31	32	29	30	31

資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

② 自立支援医療受給者の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、令和2年4月1日現在68人で、増加傾向に
あります。

自立支援医療受給者の推移



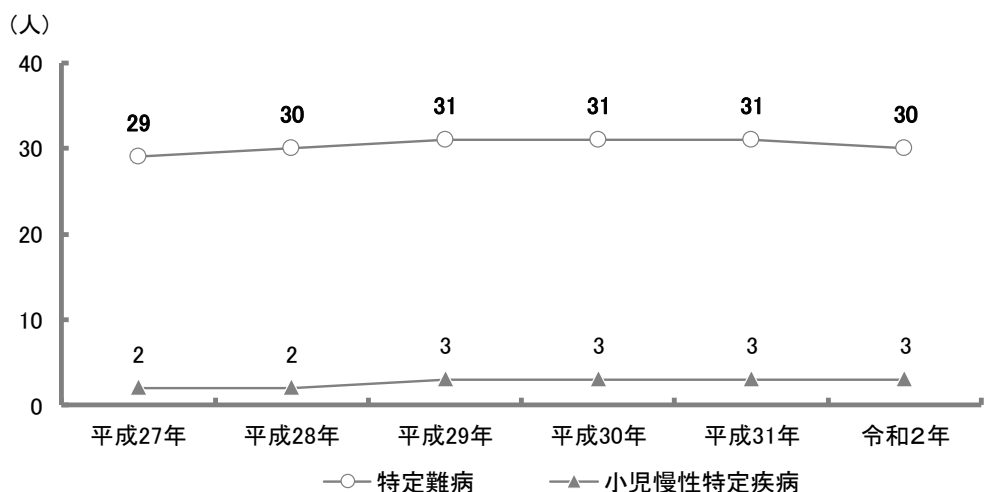
資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

(5) 特定医療費（指定難病）受給者数

① 難病医療費等助成受給者の推移

難病医療費等助成受給者の推移をみると、特定難病は令和2年4月1日現在30人、小児慢性特定疾病は令和2年4月1日現在3人となっています。

難病医療費等助成受給者の推移



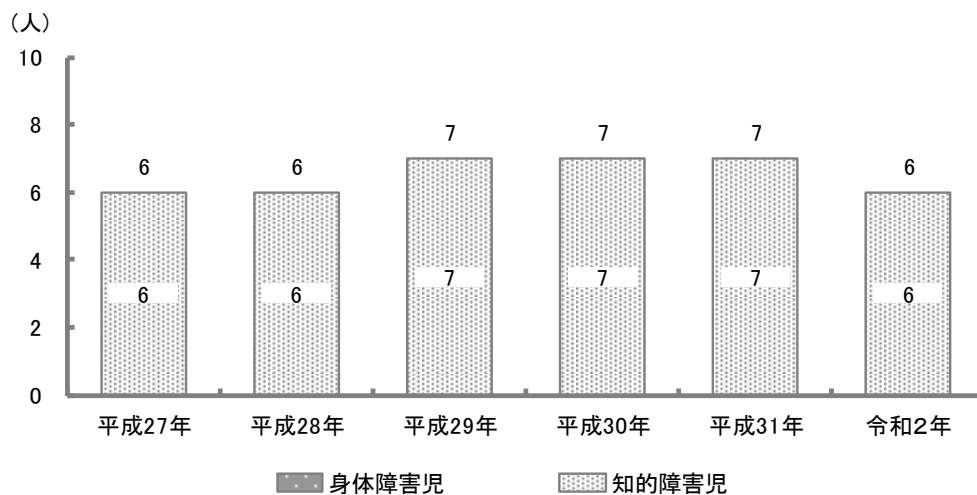
資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

(6) 障害児の状況

① 障害児数の推移

障害児数の推移をみると、身体障害児では、令和2年4月1日現在0人となっています。知的障害児では、令和2年4月1日現在6人となっています。

障害児数の推移

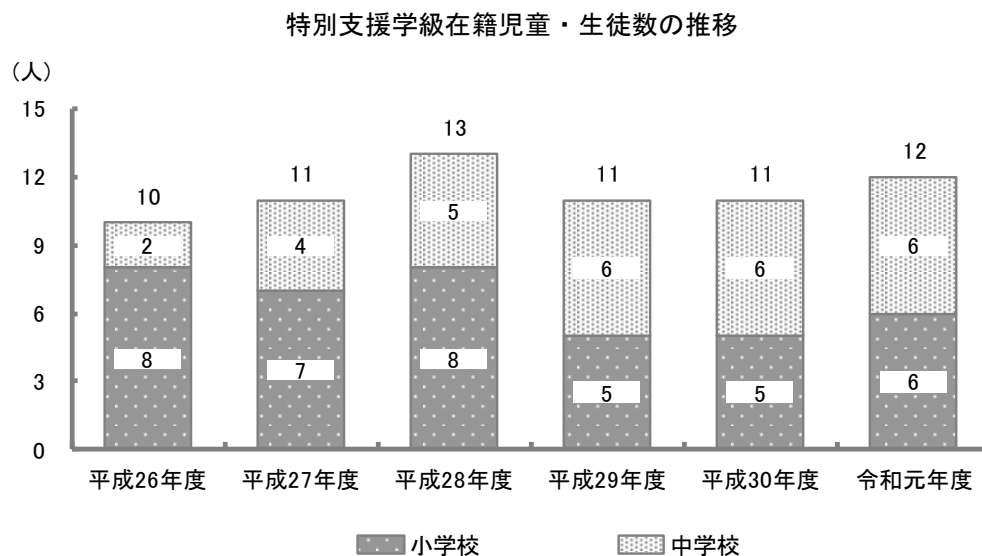


資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

(7) 特別支援学級在籍児童・生徒数の状況

① 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数では、令和元年度末現在6人で、減少傾向にあります。中学校の生徒数では、令和元年度末現在6人で、横ばい傾向にあります。



(8) 特別支援学校在籍状況

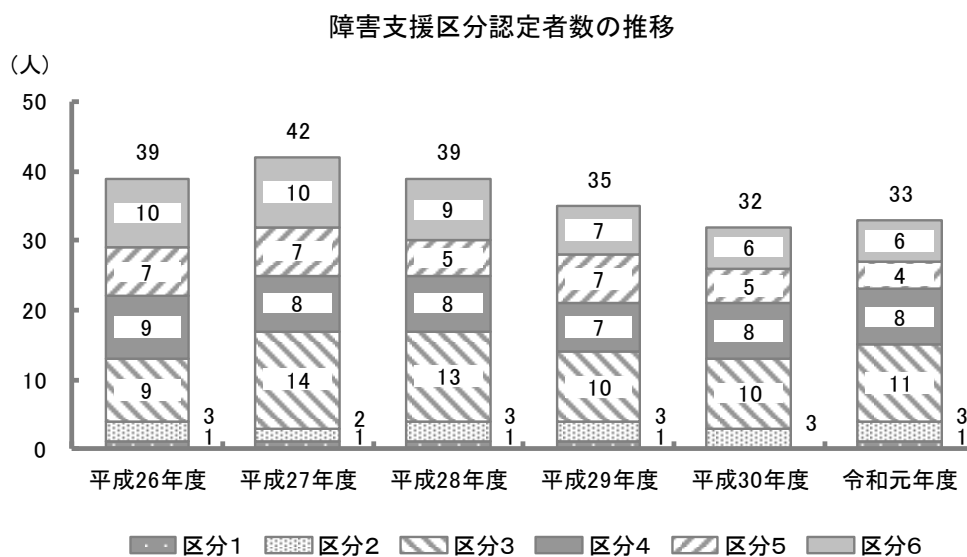
① 特別支援学校在籍者の状況

特別支援学校在籍者をみると、小学生は令和2年4月1日現在1人となっています。

(9) 障害支援区分認定者の状況

① 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分認定者数の推移をみると、令和元年度末現在、区分3が11人で最も多く、次いで区分4が8人となっています。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

2 アンケート調査結果から見える現状

■ 調査の概要

1 調査の目的

第4次障害者計画及び第6期障害福祉計画並びに第2期障害児福祉計画策定の基礎資料として、調査を実施するものです。

2 調査対象

山添村在住の障害者福祉手帳をお持ちの方及び障害福祉サービスをご利用の方

3 調査期間

令和2年10月15日から令和2年11月15日

4 調査方法

郵送による配布・回収

5 回収状況

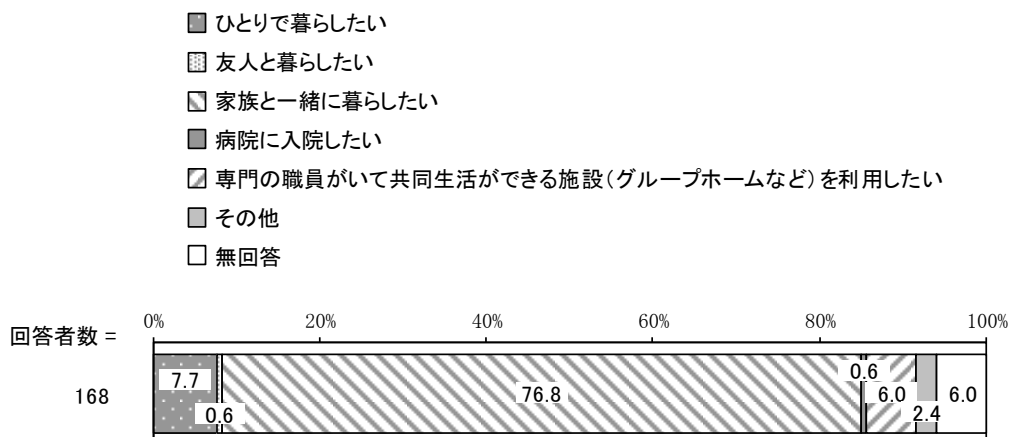
配布数	有効回答数	有効回答率
262 通	168 通	64.1%

(1) アンケート調査結果

① 今後の暮らしについて

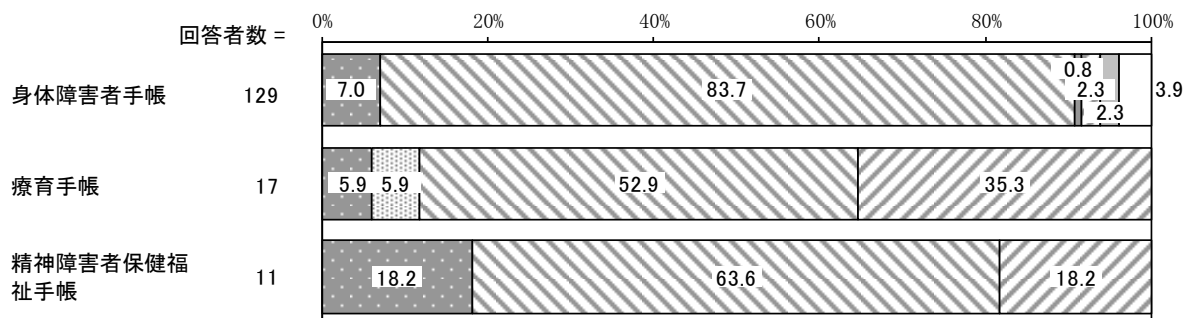
「家族と一緒に暮らしたい」の割合が76.8%と最も高くなっています。

今後の暮らしについて



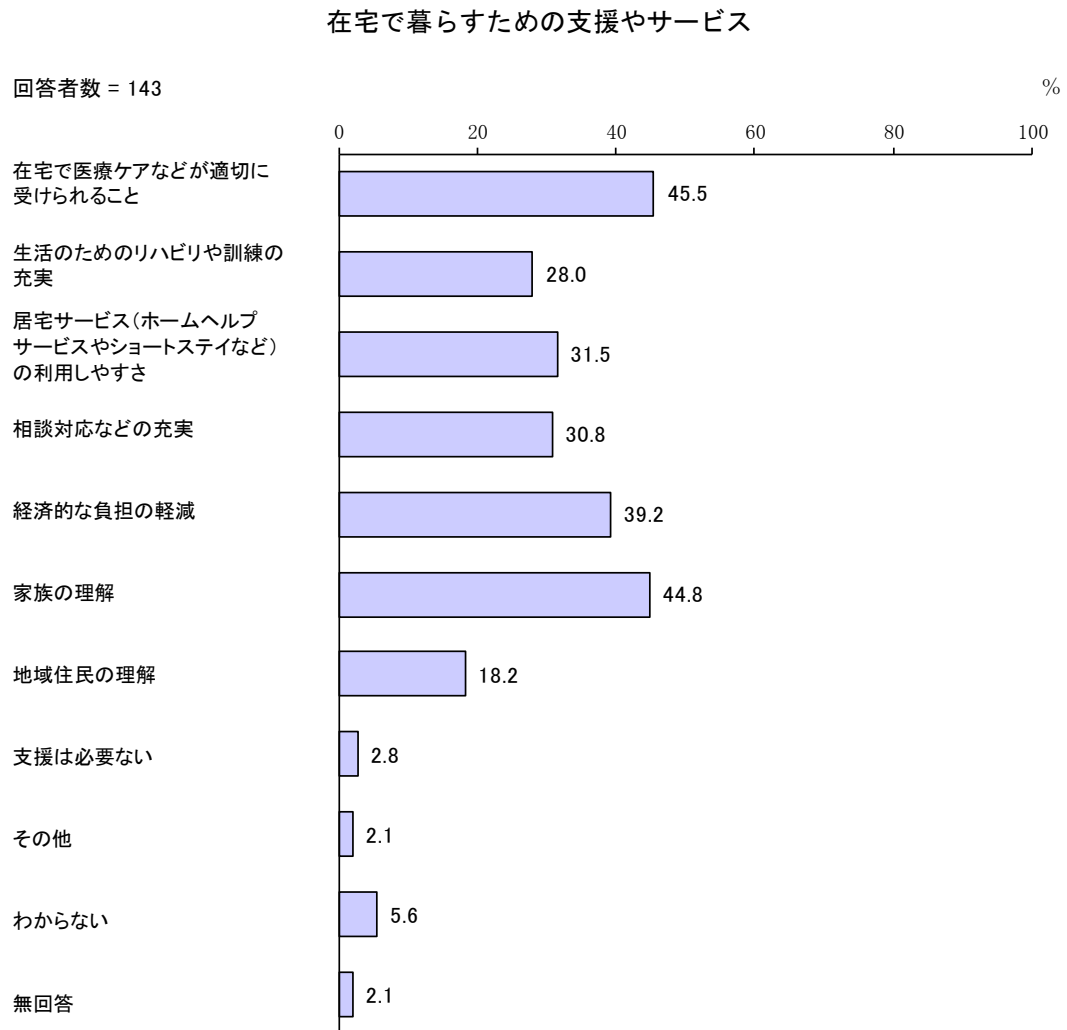
【所持手帳別】

所持手帳別でみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「一人で暮らしたい」の割合が高くなっています。また、身体障害者手帳で「家族と一緒に暮らしたい」の割合が、療育手帳で「専門の職員がいて共同生活ができる施設(グループホームなど)を利用したい」の割合が高くなっています。



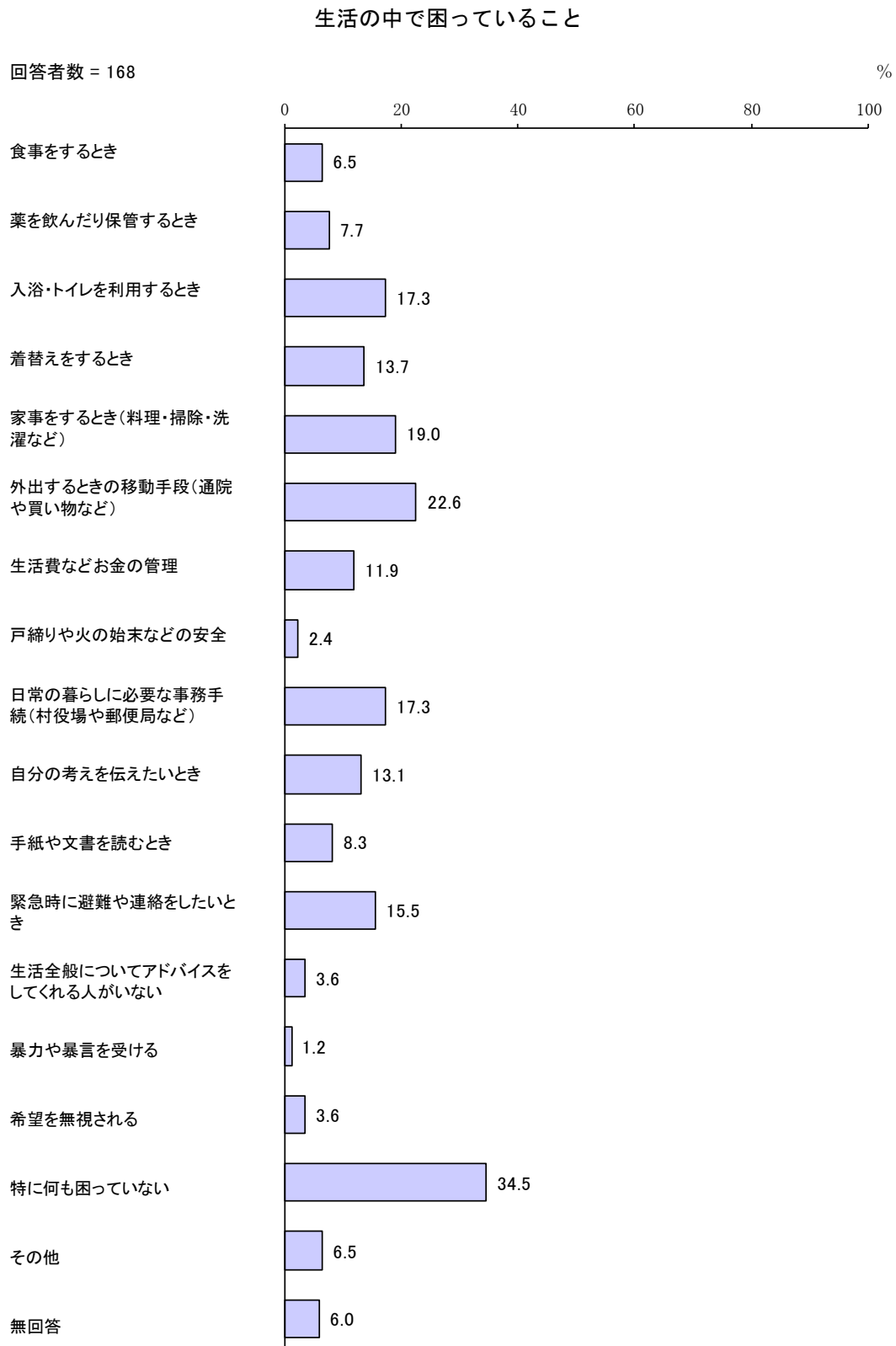
② 在宅で暮らすための支援やサービスについて

「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」の割合が45.5%と最も高く、次いで「家族の理解」の割合が44.8%、「経済的な負担の軽減」の割合が39.2%となっています。



③ 生活の中で困っていることについて

「特に何も困っていない」の割合が34.5%と最も高く、次いで「外出するときの移動手段（通院や買い物など）」の割合が22.6%、「家事をするとき（料理・掃除・洗濯など）」の割合が19.0%となっています。



【所持手帳別】

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「食事をするとき」「薬を飲んだり保管するとき」「着替えをするとき」「外出するときの移動手段（通院や買い物など）」「日常の暮らしに必要な事務手続（村役場や郵便局など）」「自分の考えを伝えたいとき」「緊急時に避難や連絡をしたいとき」「特に何も困っていない」の割合が、身体障害者手帳で「入浴・トイレを利用するとき」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「家事をするとき（料理・掃除・洗濯など）」「生活費などお金の管理」「手紙や文書を読むとき」「生活全般についてアドバイスをしてくれる人がいない」の割合が高くなっています。

単位：%

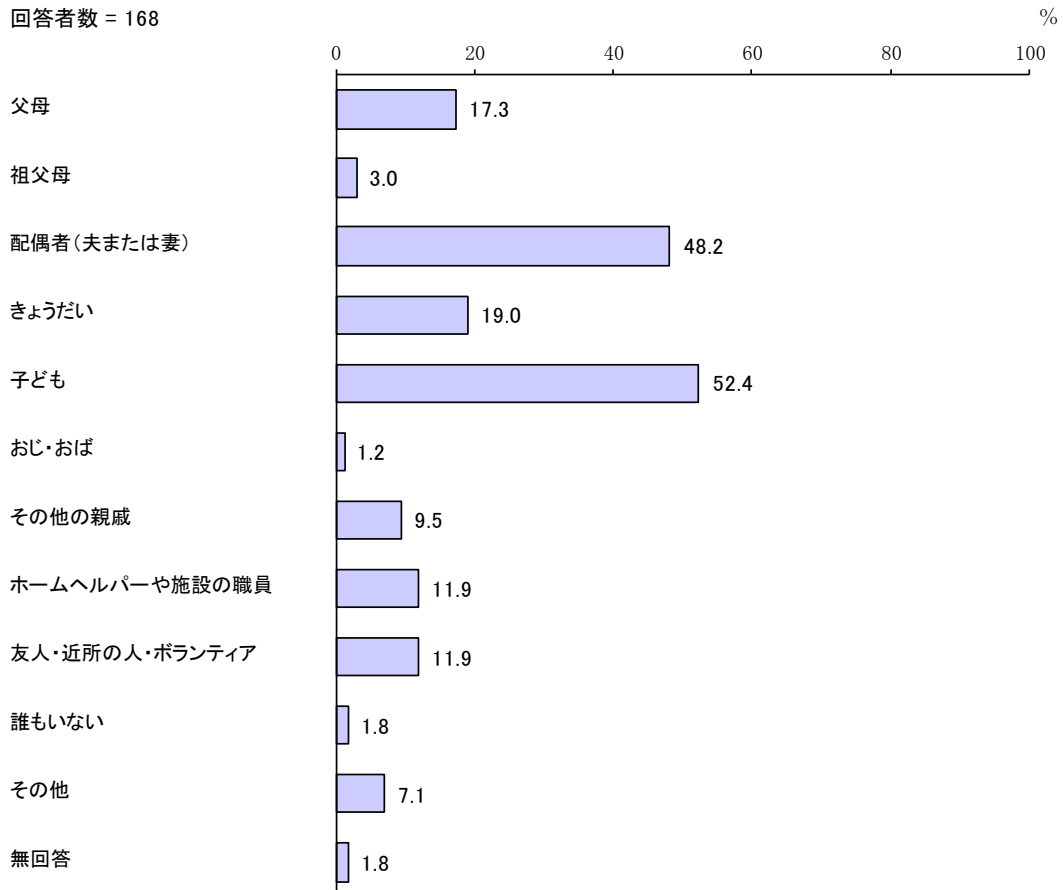
区分	有効回答数（件）	食事をするとき	薬を飲んだり保管するとき	入浴・トイレを利用するとき	着替えをするとき	家事をするとき （料理・掃除・洗濯など）	外出するときの移動手段（通院や買い物など）	生活費などお金の管理	戸締りや火の始末などの安全	日常の暮らしに必要な事務手続（村役場や郵便局など）
身体障害者手帳	129	7.0	6.2	19.4	14.0	18.6	20.2	9.3	1.6	17.1
療育手帳	17	17.6	23.5	17.6	17.6	11.8	29.4	23.5	5.9	29.4
精神障害者保健福祉手帳	11	—	—	9.1	—	36.4	18.2	36.4	—	18.2

区分	自分の考えを伝えたいとき	手紙や文書を読むとき	緊急時に避難や連絡をしたいとき	生活全般についてアドバイスしてくれる人がいない	暴力や暴言を受ける	希望を無視される	特に何も困っていない	その他	無回答
身体障害者手帳	9.3	6.2	13.2	2.3	0.8	3.9	37.2	7.0	3.9
療育手帳	41.2	17.6	35.3	—	—	5.9	47.1	—	—
精神障害者保健福祉手帳	36.4	18.2	9.1	18.2	9.1	—	9.1	—	9.1

④ 生活の中で困ったときに、手助けをしてくれる方について

「子ども」の割合が52.4%と最も高く、次いで「配偶者(夫又は妻)」の割合が48.2%、「きょうだい」の割合が19.0%となっています。

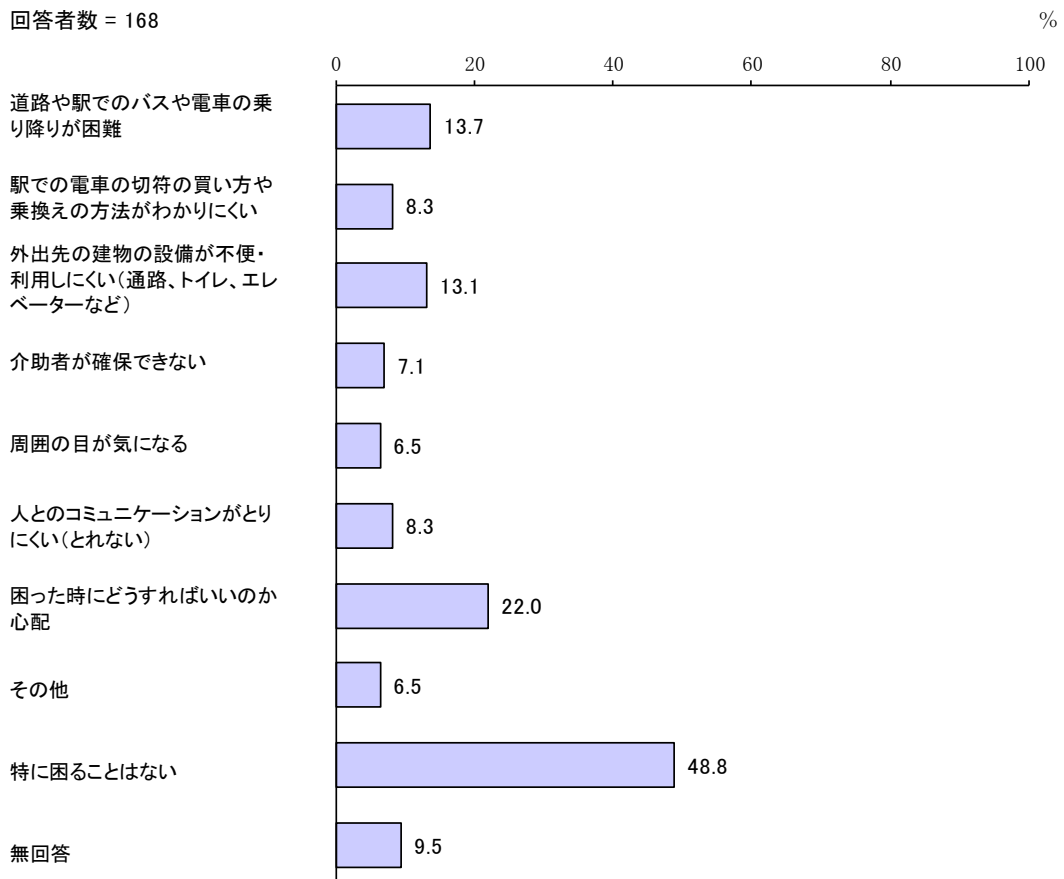
生活の中で困ったときに、手助けをしてくれる方



⑤ 外出（通院なども含む）するときに困ることについて

「特に困ることはない」の割合が48.8%と最も高く、次いで「困ったときにどうすればいいのか心配」の割合が22.0%、「道路や駅でのバスや電車の乗り降りが困難」の割合が13.7%となっています。

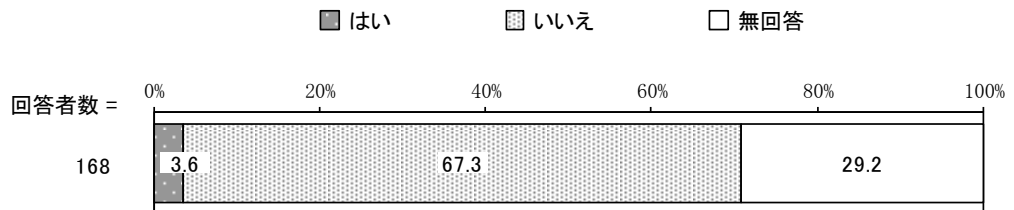
外出（通院なども含む）するときに困ること



⑥ 障害児の現在の過ごし方について

◆一般の高校、小中学校に通う

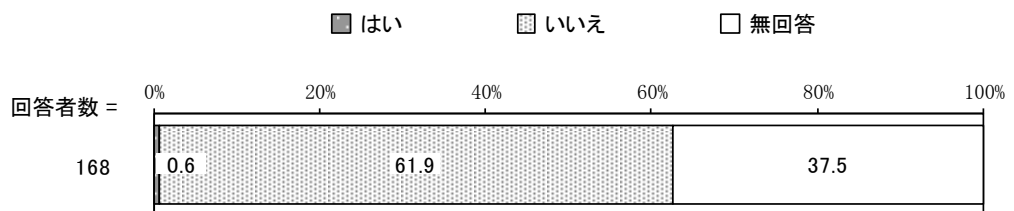
「はい」の割合が3.6%、「いいえ」の割合が67.3%となっています。



⑦ 障害児が今後希望する過ごし方について

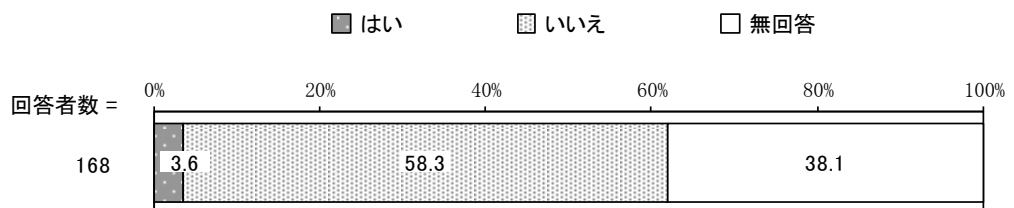
◆特別支援学校に通う

「はい」の割合が0.6%、「いいえ」の割合が61.9%となっています。



◆一般の高校、小中学校に通う

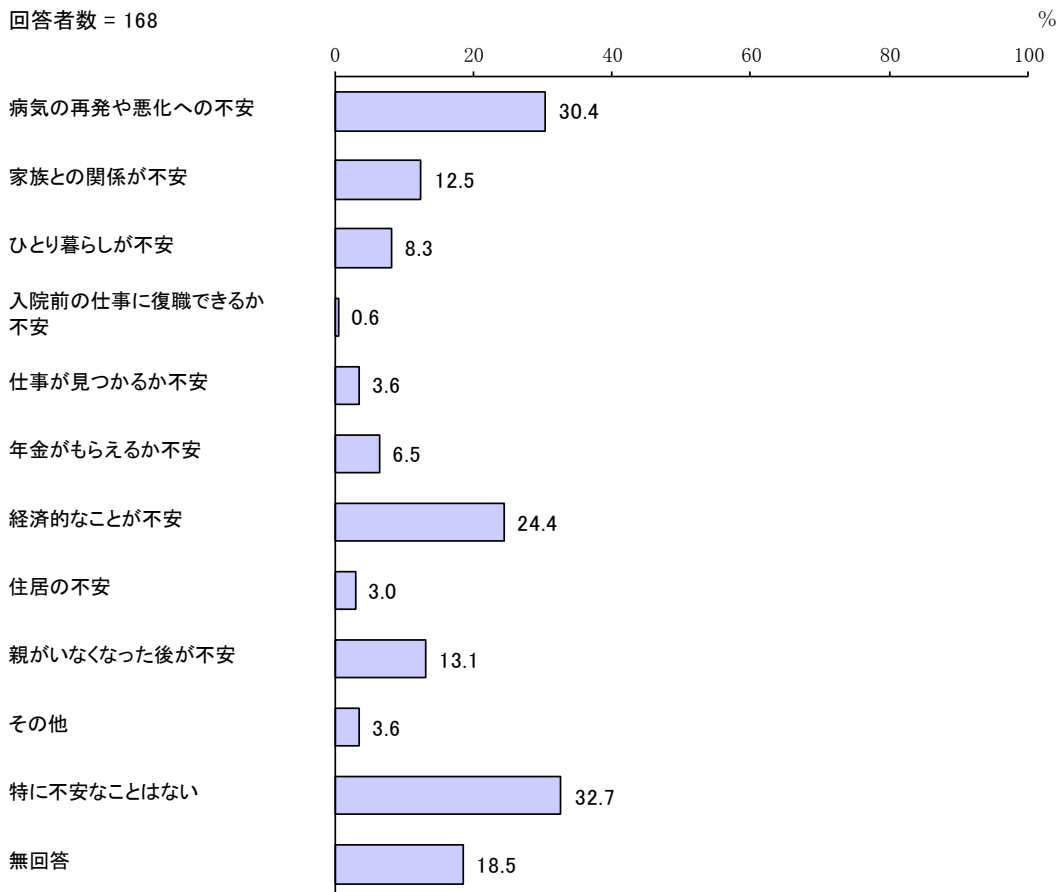
「はい」の割合が3.6%、「いいえ」の割合が58.3%となっています。



⑧ 現在の生活で不安なこと（誰かに相談したいこと）について

「特に不安なことはない」の割合が32.7%と最も高く、次いで「病気の再発や悪化への不安」の割合が30.4%、「経済的なことが不安」の割合が24.4%となっています。

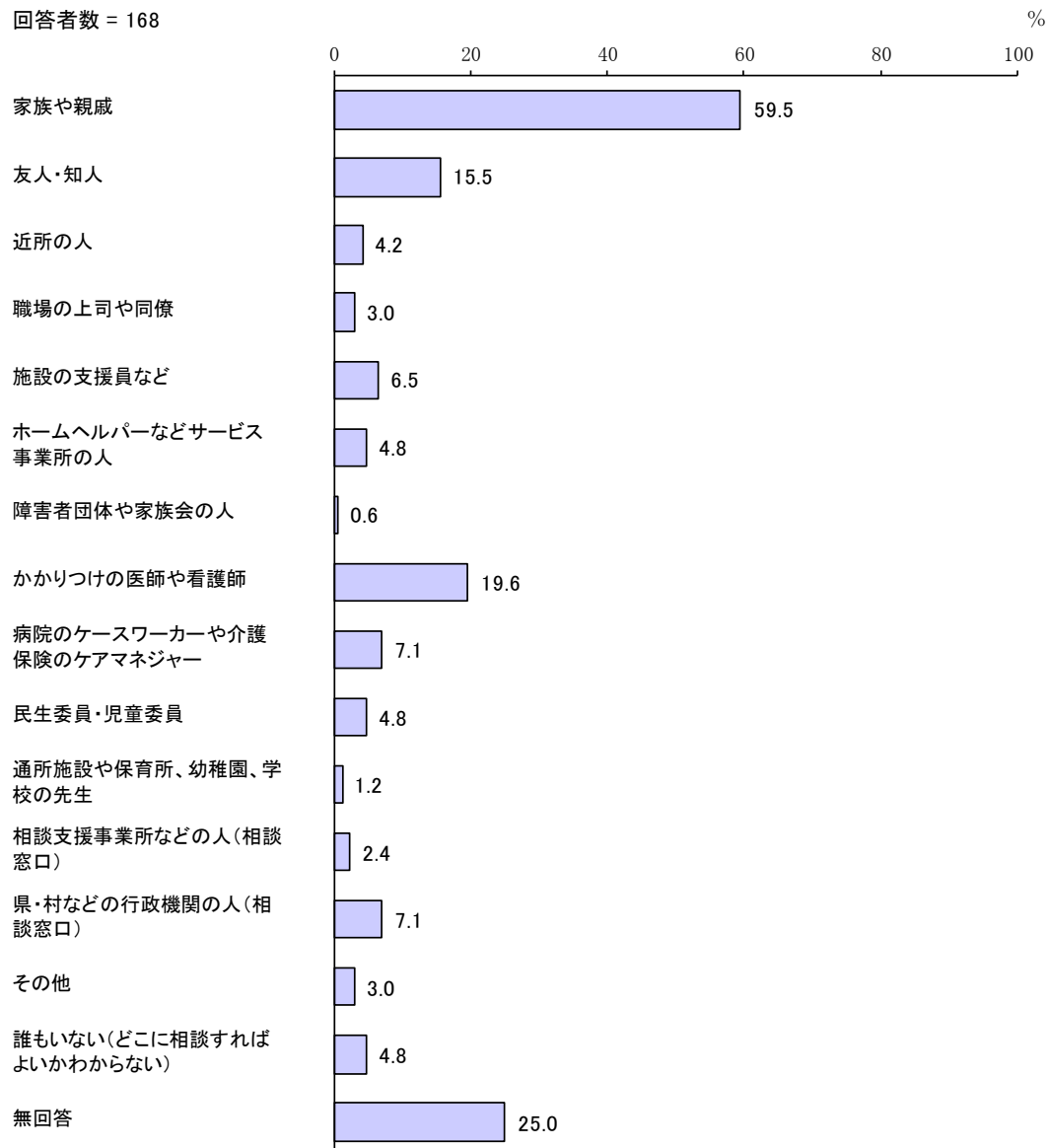
現在の生活で不安なこと（誰かに相談したいこと）



⑨ 現在の生活で不安なこと（誰かに相談したいこと）の相談先について

「家族や親戚」の割合が59.5%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」の割合が19.6%、「友人・知人」の割合が15.5%となっています。

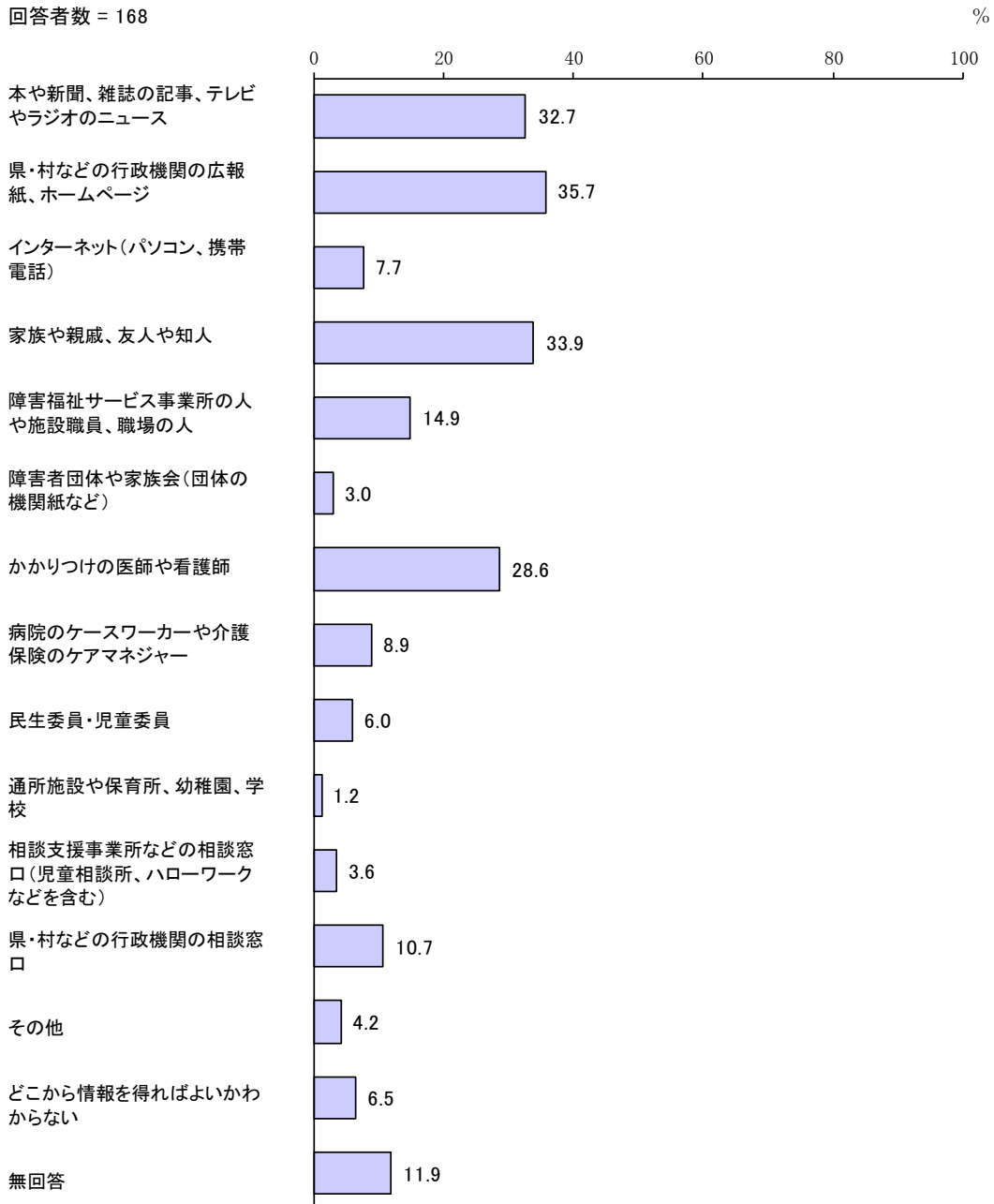
現在の生活で不安なこと（誰かに相談したいこと）の相談先



⑩ 障害のことや福祉サービス等に関する情報の入手先について

「県・村などの行政機関の広報紙、ホームページ」の割合が35.7%と最も高く、次いで「家族や親戚、友人や知人」の割合が33.9%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」の割合が32.7%となっています。

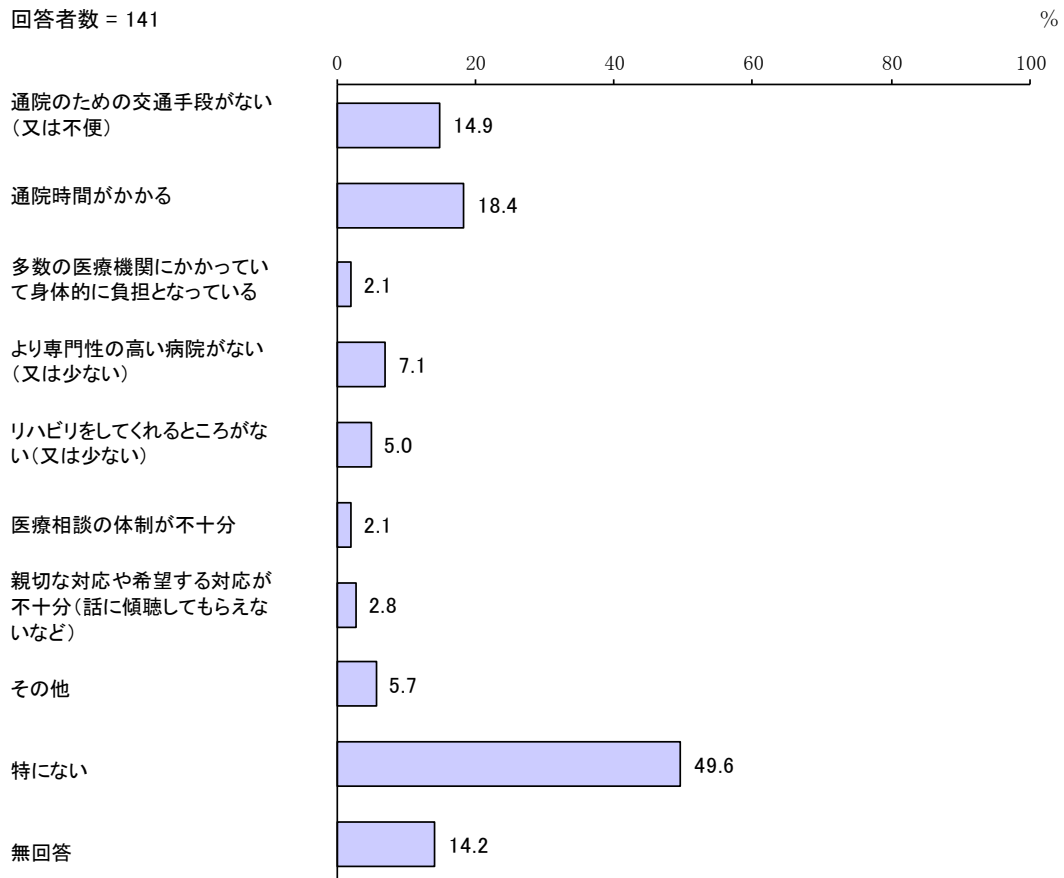
障害のことや福祉サービス等に関する情報の入手先



⑪ 通院していて、又は通院しようとして困っていることについて

「特にない」の割合が49.6%と最も高く、次いで「通院時間がかかる」の割合が18.4%、「通院のための交通手段がない（又は不便）」の割合が14.9%となっています。

通院していて、又は通院しようとして困っていること

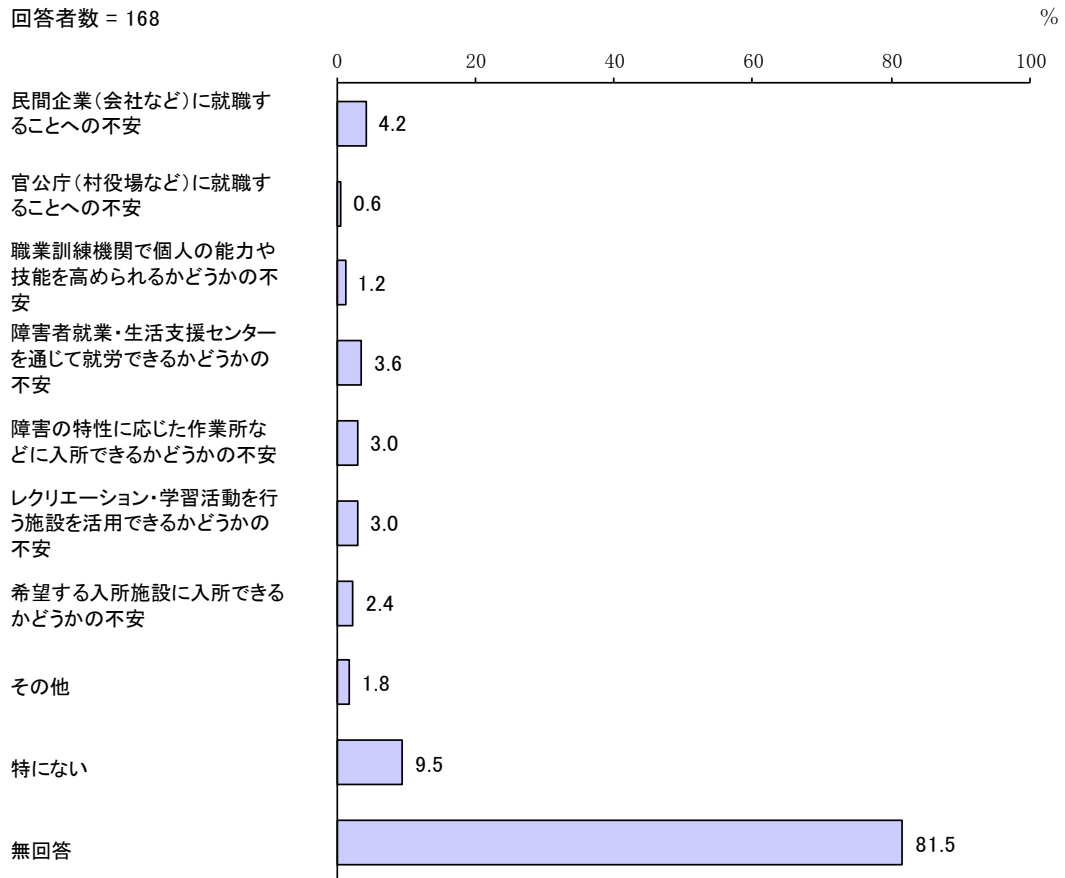


⑫ 学校教育終了後の進路で不安に思うことについて

「特にない」の割合が9.5%と最も高くなっています。

学校教育終了後の進路で不安に思うこと

回答者数 = 168



【所持手帳別】

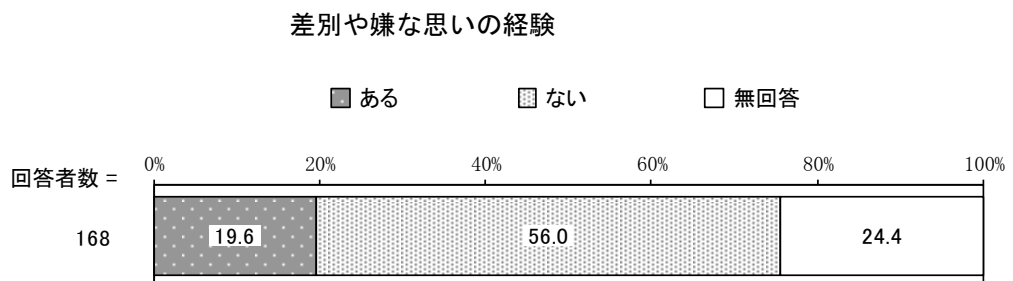
所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「民間企業（会社など）に就職することへの不安」「障害者就業・生活支援センターを通じて就労できるかどうかの不安」「障害の特性に応じた作業所などに入所できるかどうかの不安」「レクリエーション・学習活動を行う施設を活用できるかどうかの不安」「希望する入所施設に入所できるかどうかの不安」「特にない」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数（件）	民間企業（会社など）に就職することへの不安	官公庁（村役場など）に就職することへの不安	職業訓練機関で個人の能力や技能を高められるかどうかの不安	障害者就業・生活支援センターを通じて就労できるかどうかの不安	障害の特性に応じた作業所などに入所できるかどうかの不安	レクリエーション・学習活動を行う施設を活用できるかどうかの不安	希望する入所施設に入所できるかどうかの不安	その他	特にない	無回答
身体障害者手帳	129	0.8	—	—	—	—	—	1.6	0.8	7.8	89.1
療育手帳	17	11.8	—	5.9	23.5	17.6	17.6	11.8	5.9	23.5	35.3
精神障害者保健福祉手帳	11	9.1	9.1	—	—	—	—	—	—	18.2	72.7

⑬ 差別や嫌な思いの経験について

「ある」の割合が19.6%、「ない」の割合が56.0%となっています。

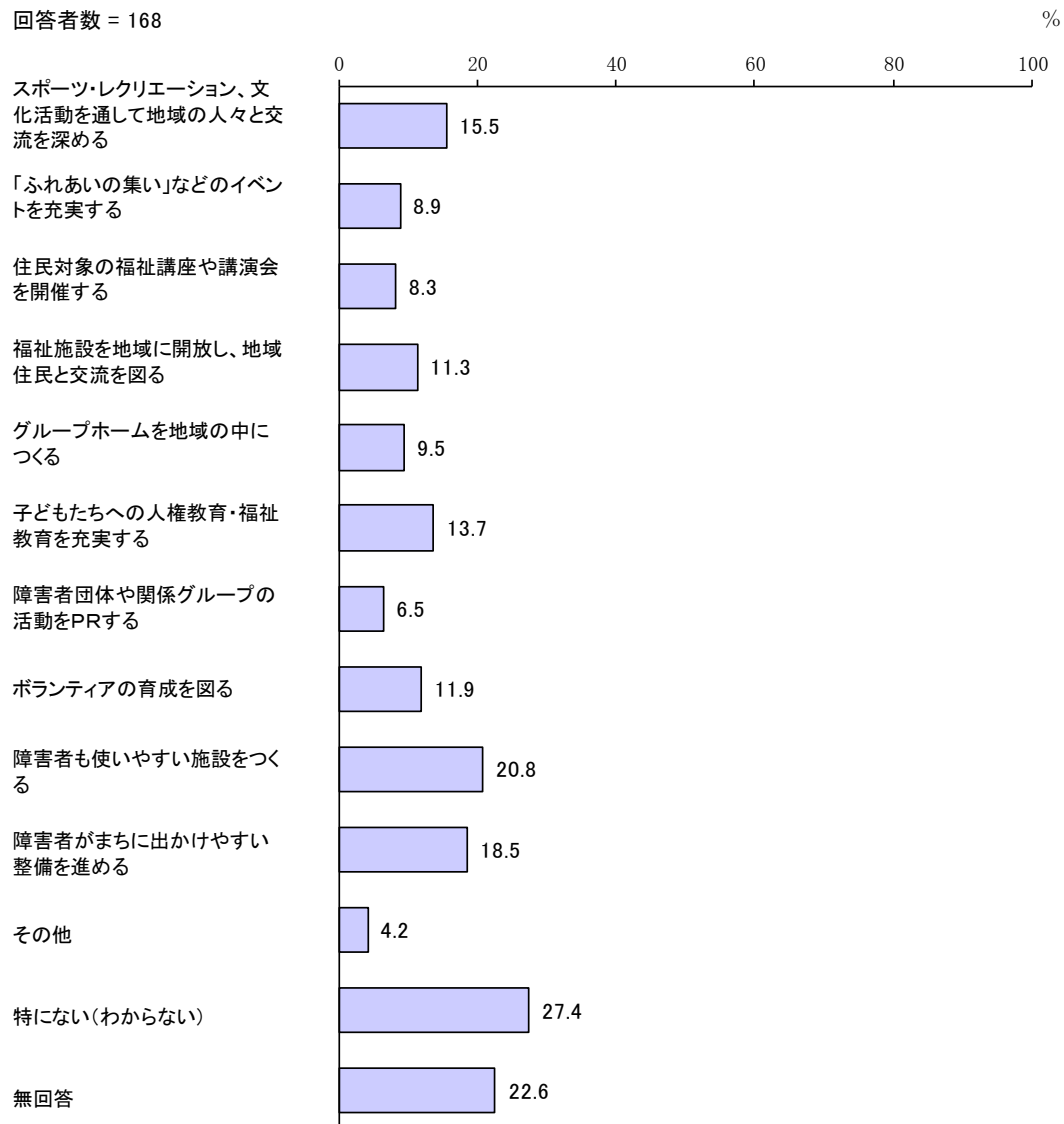


⑭ 障害に対する理解を深めるために、今後特に力を入れるだと思ふことについて

「特にない（わからない）」の割合が27.4%と最も高く、次いで「障害者も使いやすい施設をつくる」の割合が20.8%、「障害者がまちに出かけやすい整備を進める」の割合が18.5%となっています。

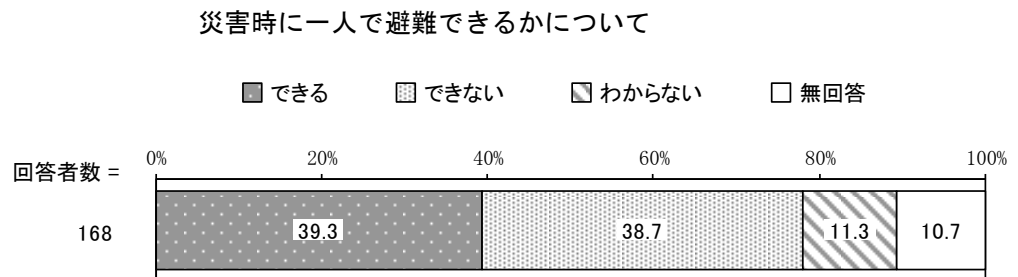
障害に対する理解を深めるために、今後特に力を入れるべきだと思ふこと

回答者数 = 168



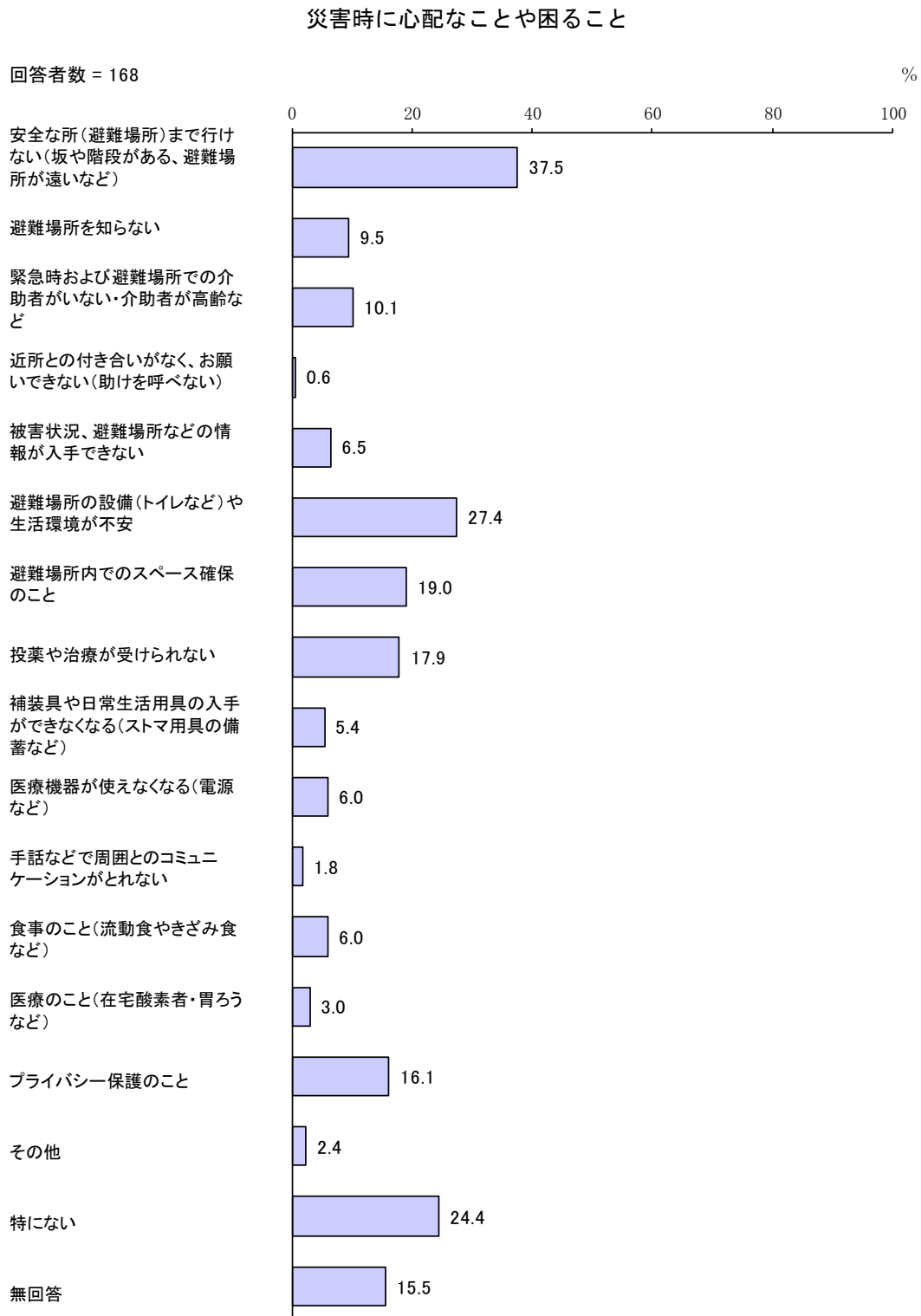
⑮ 災害時に一人で避難できるかについて

「できる」の割合が39.3%と最も高く、次いで「できない」の割合が38.7%、「わからない」の割合が11.3%となっています。



⑩ 災害時に心配なことや困ることについて

「安全な所（避難場所）まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」の割合が37.5%と最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」の割合が27.4%、「特にない」の割合が24.4%となっています。



【所持手帳別】

所持手帳別でみると、他に比べ、身体障害者手帳で「安全な所（避難場所）まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「避難場所を知らない」「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」「避難場所内でのスペース確保のこと」「投薬や治療が受けられない」「プライバシー保護のこと」の割合が、療育手帳で「食事のこと（流動食やきざみ食など）」「医療のこと（在宅酸素者・胃ろうなど）」「特にない」の割合が高くなっています。

単位：％

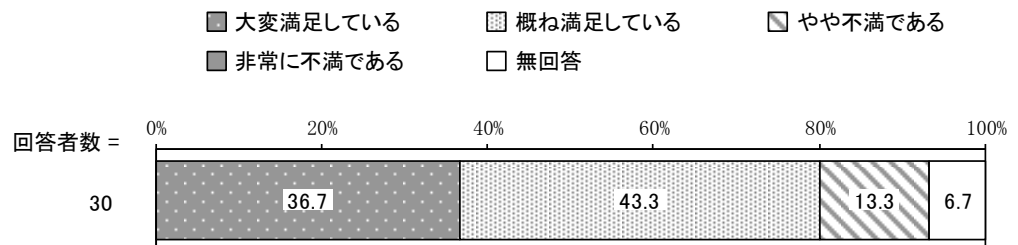
区分	有効回答数（件）	安全な所（避難場所）まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）	避難場所を知らない	緊急時および避難場所での介助者がいない・介助者が高齢など	近所との付き合いがなく、お願いできない（助けを呼べない）	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	避難場所内でのスペース確保のこと	投薬や治療が受けられない
身体障害者手帳	129	37.2	7.8	10.1	—	3.9	24.0	15.5	14.7
療育手帳	17	35.3	17.6	5.9	—	17.6	23.5	29.4	17.6
精神障害者保健福祉手帳	11	9.1	27.3	9.1	9.1	18.2	45.5	36.4	36.4

区分	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる（ストマ用具の備蓄など）	医療機器が使えなくなる（電源など）	手話などで周囲とのコミュニケーションがとれない	食事のこと（流動食やきざみ食など）	医療のこと（在宅酸素者・胃ろうなど）	プライバシー保護のこと	その他	特にない	無回答
身体障害者手帳	3.9	5.4	0.8	4.7	1.6	14.7	1.6	24.0	17.1
療育手帳	5.9	5.9	5.9	17.6	11.8	23.5	—	29.4	17.6
精神障害者保健福祉手帳	9.1	9.1	—	9.1	9.1	36.4	—	9.1	9.1

⑰ 現在利用している障害福祉サービスの満足度について

「大変満足している」と「概ね満足している」を合わせた“満足している”の割合が80.0%、「やや不満である」の割合が13.3%となっています。

現在利用している障害福祉サービスの満足度



|| 3 ヒアリング調査からの現状

村内で活動している障害福祉サービス事業所等（3団体）の協力を得て、現在の活動・事業の状況や課題、今後の活動・事業展開等についてヒアリング調査を実施しました。

(1) 障害福祉サービスについて

- ・行政と施設の協力連携がとれていない。
- ・本人ニーズに応じたサービスの提供が不足している。
- ・グレーゾーンと見受けられる方へのサポートが必要。
- ・障害者や高齢者の独居についての把握、それに対する資源の洗い出しが必要。
- ・障害児相談支援事業所の不足。
- ・必要としているサービス事業所が村外のためサービスを受けるためには全て家族が負担。
- ・人材確保が必要。

(2) 生活支援・生活環境について

- ・住居の老朽化や草木の手入れができない。高齢化でできなくなることが恐怖。
- ・高齢障害者の生活全体の支援。
- ・人口減の中で外からの移住、若い世代の支援、つながりがない。
- ・空き家が多く使用する対策が必要。
- ・障害の枠にとらわれないで、広く地域を取り込んで考えるべき。
- ・身元保証人がいない方が入居できる所がない。

(3) 雇用・就業、経済的自立の支援について

- ・就労支援の場においてなかなか責任をもってしていただくのは難しく、指示のもと作業にあたっている。自発的な行動につながりにくく、やりがいや意欲のためにも収入の確保が必要。
- ・村内で就業することが難しく、たとえ就職先が決まったとしても通う手段がない。

(4) 差別の解消と権利擁護の推進

- ・施設内での支援者側にも、職場環境やモチベーションの維持等もある。様々な環境の中において、起こらないための予防策を啓発していくことが必要。
- ・世代や考え方など違う方々が広域で話を聞く機会が必要。



計画の基本的な考え方

1 基本理念

本村では、上位計画である「やまぞえ未来創生計画」において、「小さくても輝きみなさんと共に『いい村』づくり」を基本理念として、行政と住民がともに手を携え、互いに協力し、小さいながらも誰もが明るい笑顔で心豊かに過ごすことのできる、魅力あふれたむらを目指しています。

本計画においても、その理念を継承し、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域とともに暮らし、お互いを理解し、地域全体で支え合いながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるむらを目指していきます。

そのために、「誰もが安心・安全に暮らせる地域社会の実現」～慣れ親しんだ地域で生きる、支え合いのむらづくり～を基本理念として設定します。

**「誰もが安心・安全に暮らせる地域社会の実現」
～慣れ親しんだ地域で生きる、支え合いのむらづくり～**



|| 2 基本目標

「理解」

年齢や障害の有無等に関わらず、互いに理解と信頼を深め、ともに助け合いながら暮らしていく共生社会の実現を目指し、ノーマライゼーション理念の普及・啓発に努め、差別の解消と相互理解を促進します。また、行政機関等における障害のある人への配慮及び理解の促進等に努めるとともに、選挙等における配慮に努めます。

「相談」

身近な生活の相談から障害福祉サービスに至るまで、関係機関との連携を図り、障害のある人本人を中心とした相談や情報提供などの支援を推進します。また、様々な状況にある障害児・者とその介護者の地域での生活を支援するため、関係機関等の相談支援のネットワークを強化し、相談支援体制の充実を図ります。

「生活支援」

住み慣れた家庭や地域で障害のある人が暮らせるよう、一人ひとりの障害の多様な特性や程度、多様なニーズに対応した福祉サービスの充実を図るとともに、グループホームなど地域における生活基盤の整備に引き続き取り組みます。

「生活環境」

生活環境の整備や防災対策の推進を図るとともに、地域の生活課題に対する問題意識を共有し、誰もが安心して暮らせる環境づくりに努めます。また、災害時や緊急時の障害者への情報提供や安全確保について、庁内関係課や関係機関との連携を強めます。避難所において、障害の状態や障害特性に応じた配慮を行います。

「保健・医療」

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けられることができるよう提供体制の充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。また、障害のある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や子どもの特性に合った指導が重要です。そのため、障害の早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。

「教育」

障害のある子どもを受け入れる保育施設、学校施設等の環境改善に努めるとともに、障害の有無に関わらず、ともに学ぶインクルーシブ教育の考えを踏まえた、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進し、障害のある子どもが、その有する能力を最大限発揮することができるよう努めます。

「就労」

障害のある人の多様な可能性を最大限に活かし、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、障害特性・状態に応じて、企業就労へのステップアップを目指す福祉的就労を充実させるとともに、関係機関等との連携に努め、就労の場の確保、就職の意向確認、就労後のフォローなど、就労を支援する体制を整備します。

「社会参加」

障害のある人が地域で生活していく上では、様々な情報を得ることが重要です。これらの情報を障害のある人が入手しやすい環境を整備するため、障害特性を踏まえた、情報のバリアフリー化を推進します。また、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行うことができる環境の更なる整備等を推進します。

3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

「誰もが安心・安全に暮らせる地域社会の実現」
 ↳慣れ親しんだ地域で生きる、支え合いのむらづくり↳





障害者計画

1 理解

【現状と課題】

共生社会の実現に向けて、障害への理解を深め、差別や偏見の解消のため、周知啓発の充実が求められる中、共生社会の理念の普及を目指し、奈良県が推進している「まほろばあいサポート」研修への職員の参加の促進や、関係行政機関による障害者にとってわかりやすい広報活動の推進のため、障害者手帳の新規取得者に対するパンフレットの配布等に取り組んできました。

障害福祉に関するニーズ（意向）調査結果において、差別や嫌な思いの経験について、「ある」の割合が約2割と、障害者に対する差別や偏見が依然として存在しています。

今後も、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、障害への理解を深め、差別や偏見の解消のため、周知・啓発の充実を行っていくことが必要です。

（1）障害のある人への理解の促進

障害の有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる社会をつくっていくために、全ての村民に対して、障害に対する理解を深めるための情報や福祉サービス等について広報・啓発するとともに、行政機関等における障害のある人への配慮及び理解の促進等に努めます。

施策の方向	概要
共生社会の理念の普及	障害者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性についての理解の促進を図り、誰もが障害者等に手助けできる「心のバリアフリー」の推進に努めます。
精神障害・知的障害、発達障害等に係る一層の理解の促進	知識不足や誤解から理解が遅れているとされる精神障害、知的障害、発達障害等については、その障害の特性や必要な配慮等に関する勉強会や施設訪問等を通し、本人や家族、近隣の人が安心した生活、社会参加ができるよう支援に努めます。
関係行政機関による障害者にとってわかりやすい広報活動の推進	関係行政機関の実施する障害者施策に係る制度等について、障害者に十分配慮したわかりやすい広報活動を推進します。
行政における合理的配慮の推進	障害のある人への不当な差別の解消と合理的な配慮を推進するため、障害のある人への様々な社会的障壁を除去するための積極的な啓発を行います。

2 相談

【現状と課題】

本村では、障害者が日常生活を安心・安全に過ごすために、本人やその家族への相談や必要な情報の提供を行ってきました。

障害福祉に関するニーズ（意向）調査結果において、現在の生活で不安なこと（誰かに相談したいこと）について、「病気の再発や悪化への不安」、「経済的なことが不安」、「親がいなくなった後が不安」が挙がっており、不安な内容は多岐にわたります。

しかし、その相談先については、民生委員・児童委員や相談支援事業所等の福祉関係者の割合が1割未満となっており、何らかの支援を必要とする人が適切なサービスにつながるよう、関係機関との連携による相談支援体制の充実を図るとともに、障害の特性を考慮した情報提供の充実を図ることが必要です。

（1）相談支援体制の充実

障害のある人の相談内容については、複雑化し、専門性の高い対応が求められる場合もあり、関係機関との連携を強化し、一貫した相談支援を行うとともに、質の向上を図ります。

また、障害のある人が、相談機関や福祉サービス、生活に関する情報を必要なときに手軽に入手できるよう、障害の特性に応じた情報提供の充実を図ります。

施策の方向	概要
一貫した支援体制の充実	教育、福祉、医療、保健、労働関係機関等が緊密な連携をとりながら、事業所が作成する「障害児支援利用計画」や保育園・学校が作成する「個別の支援計画」、「個別の指導計画」を活用し、乳幼児から学校卒業まで継続した支援ができる体制の整備を図ります。また、個々に応じた発達相談や教育相談、進路相談などライフステージに即した多様な選択を可能にするきめ細かな相談体制の充実に努めます。
専門機関の機能充実と多様化	特別支援学校の小中学校及び高等学校等の保育士・教員への支援、障害のある子どもへの指導・支援、特別支援教育に関する相談、情報提供、関係機関との連絡・調整等、特別支援学校の小中学校等に対する支援を求めています。
相談支援体制の充実	障害のある人やその家族が、個々の障害特性や家庭の状況に応じたサービスを必要に応じ適切に受けられるよう相談支援を行います。 また、多様化する相談内容に応じて関係各課との連携を深め、個々の障害等の状況に配慮した対応に努め、障害のある人にとって相談しやすい相談窓口体制を整備します。

施策の方向	概要
情報提供の充実	福祉情報については大活字の使用や、音訳、音声・点字機器による変換が可能な対応にするなど、各障害の特性に応じた情報提供に努めます。 さらに今後は、ヘルプカードを導入し地域への障害に対する理解促進を図っていきます。

(2) 障害福祉サービスの利用に関する相談

障害のある人が、地域での日常生活に関わる様々な事柄を気軽に相談でき、適切なサービスが受けられる体制の充実を図ります。

施策の方向	概要
サービス等利用計画の質の向上	障害のある人の課題解決や適切なサービス等の利用に向け、質の高い計画が作成されるよう、相談支援専門員の養成及び資質向上に取り組みます。

3 生活支援

【現状と課題】

福祉サービスに対するニーズが多様化する中、障害のある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、多様なサービスの量的・質的な充実が求められています。

障害福祉に関するニーズ（意向）調査結果では、現在利用している障害福祉サービスの満足度については、「大変満足している」と「概ね満足している」を合わせた割合が8割と、サービスに対する満足度は高くなっています。

今後も、障害のある人の重度化や高齢化等に対して、地域での生活を支援する体制の整備や、障害児通所支援や放課後等デイサービス等の障害児支援サービスの充実等、支援を必要とする人が適切なサービスを利用できる提供体制の整備を図ることが必要です。

(1) 障害福祉サービスの充実

障害のある人のニーズに応じて、日常生活又は社会生活を営む上での支援を行うとともに、サービスの提供体制の充実を図ります。

施策の方向	概要
子どもに対するサービスの充実	児童発達支援や放課後等デイサービス等、障害児サービスのあり方について検討していきます。
障害児の居場所の確保	放課後や夏休み等の長期休暇の間の居場所を確保するため放課後児童クラブ等での受け入れや、放課後等デイサービスの充実に努めます。
移動手段の確保	移動が困難な障害のある人の外出や特別支援学校への通学など、地域生活支援事業の移動支援や公共交通空白地有償運送事業等を活用し、外出支援の充実に努めます。
地域生活支援拠点等の機能の整備	障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応等）を担う地域生活支援拠点等機能の整備に努めます。
障害福祉人材の確保	障害福祉分野に関わる人材確保に向け、県、ハローワーク等と連携し、障害福祉の魅力発信に努めます。

4 生活環境

【現状と課題】

本村では、災害時等に対して、関係機関や事業者等との連携を密にしながら援護体制などの対策について早急に検討を行い、地域での救助体制整備として、避難行動要支援者名簿の作成や、地域に居住する障害者の把握や災害時の支援体制の整備として、村内全域のハザードマップの作成等に取り組んできました。

そのような中、障害福祉に関するニーズ（意向）調査結果では、災害時に一人で避難できるかについては、「できない」の割合が38.7%で、避難時に支援を必要とする人が約4割となっています。

今後も、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域の人々が協力して、助け合い・支え合いによる防災体制の推進を図ることで、障害者の支援体制の強化を推進することが必要です。

また、障害福祉に関するニーズ（意向）調査結果では、今後、どのように暮らしたいかについて、「家族と一緒に暮らしたい」の割合が約8割である一方、所持手帳別で見ると、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者で「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）を利用したい」と答えた方が一定数みられます。

そのため、障害のある人が住み慣れた地域で安定した生活が継続できるよう、本人の意向に沿った住まい方を基本として、地域で自立し、安定した社会生活を送り続けるため、グループホームをはじめとする住まいの場やむらづくりの整備が必要です。

さらに、地域で安心・安全に日常生活を送ることができるよう、日常的な防犯活動も重要であり、日頃から障害のある人に対する防犯知識の普及、支援体制の充実など、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して地域の見守りを活性化することにより、地域における防犯対策を推進する必要があります。

(1) 住まいの確保

グループホームの整備や施設入所の支援、居住する家屋のバリアフリー化など、障害の特性に応じた住まいの場についての支援を行います。

施策の方向	概要
居住系サービスの充実	個々の生活設計を踏まえながら、長期的観点に立った計画が必要となることから、本人や家族と十分に相談しながら今後のサービス利用支援を図ります。 また、広域的な対応も視野に入れつつ、サービス提供事業者などに対し、「グループホーム」の整備を働きかけるとともに、できる限り身近な地域でサービスが提供できるよう、村の施設や土地など既存ストックの有効活用などについても適宜検討しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
住宅改修への支援	障害者の居住環境を改善するため、地域生活支援事業として実施している住宅改修費を給付する事業の利用促進に努めます。

(2) バリアフリーの推進

障害のある子どもにとって、学びやすい環境づくりのために、学校施設等においてバリアフリー化の推進やICT機器の整備等を図ります。

施策の方向	概要
学校施設のバリアフリー化の推進	保育園や学校のバリアフリー化など特別な支援を必要とする子どもにとって学びやすい施設環境の整備に努めます。
ICT 機器の整備と活用	特別な支援を必要とする子どもたちの教育的ニーズに応じた ICT 機器を活用することで、指導の効果を高めていきます。

(3) 防犯対策の推進及び消費者被害の防止

啓発活動等による防犯知識の普及に努めるとともに、消費者トラブルにおける相談支援体制を整えます。

施策の方向	概要
地域防犯体制の確立	各種広報媒体を用いた防犯情報の提供や防犯講習等、障害のある人が犯罪被害に遭わないための対策を幅広く実施するとともに、障害のある人からの 110 番通報に迅速かつ的確に対応するためのファックス 110 番・メール 110 番・110 番アプリの周知等に取り組みます。行政・住民・事業所等が一体となって自主防犯活動に取り組むむらづくりを推進します。
消費者被害の防止	契約上のトラブルや悪質商法などの問題解決のための助言、相談対応及び消費者被害の未然防止のための出前講座、啓発活動に努めます。

(4) 災害時における支援の充実

障害のある人が地域で安心して生活でき、災害時の避難を円滑に進めるため、要援護者名簿の作成や福祉避難所の体制の整備を進めるとともに、「安心カード」の啓発により災害発生時の救援活動体制の強化を図ります。

施策の方向	概要
地域の防災体制の整備	障害者をはじめとする災害弱者に対し、災害時の援助を円滑に進めるための指定福祉避難所や要援護者名簿等、きめ細やかな防災体制の確保が必要となっています。一方、障害者自身にも、防災に対する関心や意識を高めていってもらえる機会の提供や啓発活動を行っていくことが大切です。そうしたことから、関係機関や事業者等との連携を密にしながら援護体制などの対策について早急に検討を行っていきます。
災害時の支援体制の整備	障害者・高齢者等要援護者に対していち早く対応できるようにハザードマップの見直しに取り組みます。
「安心カード」	全戸対象に家族の既往歴、血液型、緊急連絡先を記入したカードを配布し、冷蔵庫内に保管いただき、緊急時、災害時に緊急隊員や警察などにいち早く基本情報を伝えるシステムを推進してまいりましたが、今後も住民への啓発を進めます。
緊急通報装置の設置	急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置の設置に努めます。

5 保健・医療

【現状と課題】

本村では、自立支援医療やその他の障害者医療制度の普及、障害者が、地域の身近な医療機関で受診できるよう、地域医療の普及、難病や高次脳機能障害等の方への相談体制や支援の充実に取り組んできました。

障害福祉に関するニーズ（意向）調査結果において、通院している、又は通院しようとして困っていることについては、その中で医療の提供体制について不安と感じる割合はいずれも1割を下回っています。一方、「通院時間がかかる」、「通院のための交通手段がない（又は不便）」については他の項目と比べ割合が高くなっています。

そのため、各種支援制度の利用促進を図るだけでなく、障害のある人が地域で医療を受けながら、安定した生活を送ることができるように、身近な地域で医療サービスが受けられる体制の整備を進めることが必要です。

また、乳幼児期における健康診査等において、疾病・障害等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。

（1）保健・医療の充実

自立支援医療やその他の障害者医療制度の普及を図るとともに、地域の身近な医療機関で受診できる体制の整備を図ります。

また、身近な医療機関の連携強化により、医療サービスの情報提供を充実させるとともに、医療的ケアが必要な児童への支援については、関係機関との連携を図り、地域で暮らし続けていくために必要な支援を受けることができる体制の充実を図ります。

施策の方向	概要
障害者医療制度の普及	自立支援医療の医療給付について、以下の受付や相談業務を行っています。 <ul style="list-style-type: none">・精神疾患を理由として通院している方に対する自立支援医療における精神通院医療給付の申請。・18歳以上の身体障害者に対する人工透析や心臓のペースメーカー埋め込み等、障害の程度を軽減、除去するための医療給付の申請。・身体に障害のある児童で、肢体不自由、視覚、聴覚等に障害があり、治療効果が期待できる方や心臓疾患、じん臓疾患等の手術を必要とする方に対する医療給付の申請。
更生医療	対象となる医療内容は、人工透析、免疫抑制療法、ペースメーカー植込術、人工関節置換術などです。なお、医療の適応範囲として、身体障害者手帳に記載されている障害（部位）に対する医療であること、保険診療であること等の条件があり、更生医療の給付は指定医療機関で行われます。

施策の方向	概要
育成医療	身体上障害を有するか、現存する疾患を放置すると将来において障害を残すと認められる 18 歳未満の児童に対して、生活能力を得るために行われる医療で、保険診療であれば身体障害手帳の所有要件はありません。育成医療の給付は指定医療機関で行われます。
精神通院医療	障害者自立支援法施行に伴い、平成 18 年 4 月 1 日から自立支援医療（精神通院医療）が実施されています。精神障害を持ち、継続的に入院によらない精神医療（通院医療）を受ける方が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度です。
医療的ケア児等の支援体制の整備	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児の在宅生活上の課題の改善に向けた協議を圏域で行えるよう声を上げていきます。
依存症対策の推進	アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者及びその家族を対象に、個別相談、グループ事業などを実施するとともに、地域の関係機関との連携や普及啓発、支援者養成を行い、依存症対策の推進を図ります。

（２）療育の推進

身体障害のある子ども、知的障害のある子ども、発達障害のある子どもにとって、障害の早期発見と早期療育が重要です。健康診査等の機会を通じ、適切な支援や療育につなげます。

施策の方向	概要
妊婦健康診査・乳幼児健康診査	妊婦健康診査や乳幼児健康診査により、ハイリスクの妊婦や身体機能、言語や発達の遅れがある子ども、あるいは、軽度の発達障害のある子どもを早期に発見し、関係機関との連携により必要な支援を行います。また、事例の検討を通じて、健診時等における発達障害等の早期発見に努めます。
健診後のフォロー	発育・発達に支援が必要な子どもや保護者に対し、相談を行うとともに、さらに、適切な療育・指導が受けられるよう、関係機関との連携を図りながら支援していきます。

6 教育

【現状と課題】

近年、特別な支援を必要とする子どもに対する、早期から発達段階に応じた療育の充実だけでなく、地域共生社会の実現に向けて「インクルーシブ教育システム」の構築が必要とされる中、本村においても一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現と、子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うための各関係機関の連携の推進や特別支援教育の体制整備による、インクルーシブ教育システムの構築等に取り組んできました。

その中で、専門機関の機能の充実と多様化に向けた取り組みについては、特別支援学校との連携をより一層はかり、きめ細やかな支援につなげていく必要があります。

また、子どもたちが、個性を發揮しいきいきと地域で生活できるよう、特別支援教育の充実や居場所の確保だけでなく、自立と社会参加を目指すインクルーシブ教育をより一層充実させることが必要です。

(1) 特別支援教育の充実

障害の有無によって分け隔てられることなく、尊重し合う共生社会の実現に向けて、児童・生徒一人ひとりの発達程度、障害の状態、適応状況、教育的ニーズ等に応じた教育や多様な学びの場の充実を図ります。

施策の方向	概要
特別支援教育の実施	学校教育現場で支援を必要とする子どもの自立と社会参加に向けて、特別支援コーディネーターや特別支援教育支援員の配置を充実させ、多様なカリキュラムの実施など一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行います。
指導力の向上	個々の特性に応じた保育や教育を実施することが必要であるため、研修などで特別支援教育に関する知識の向上を図り、保育士や教職員の指導力向上に努めます。
外部専門員の活用	特別な支援を必要とする子どもに対して適切な指導を行うため、専門的知識を有する外部専門員が保育士や教職員に適切な指導・助言を行えるよう、外部専門員の活用を促進します。
インクルーシブ教育の推進	全ての児童・生徒とない児童・生徒が同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応えるインクルーシブ教育を推進します。

7 就労

【現状と課題】

本村では、障害者が地域でいきいきと生活していくため、働くことを希望する障害者が能力を最大限発揮し、就労を通じた社会参加の実現を目指し、障害者雇用の一層の促進として、よろず支援拠点の利用やチャレンジショップ事業を展開し、新たな雇用の場の創設に向けた取り組みや、「なら東和障害者就業・生活支援センターたいよう」の活用による専門的支援の推進を図ってきました。

障害福祉に関するニーズ（意向）調査結果では、学校教育終了後の進路について不安に思うこととして、療育手帳所持者で「障害者就業・生活支援センターを通じて就労できるかどうかの不安」が2割半ば、「障害の特性に応じた作業所などに入所できるかどうかの不安」が約2割と就労支援の充実へのニーズが一定数みられます。

障害のある人の「就労」は、収入を得るための手段であるだけでなく、社会参加の最たるものとして捉えることもでき、非常に重要な課題となっています。そのため、障害のある人の自立を支援するため、ジョブコーチをはじめとする就労支援の一層の推進が求められます。

また、就労支援を専門的に行う担い手の育成や、地域の就労機関への支援により、地域全体として障害のある人の就労に向けた取り組みを推進することが必要です

(1) 雇用の促進

障害のある人の多様な可能性を最大限に活かし、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、関係機関等との連携に努め、就労の場の確保、就職の意向確認、就労後のフォローなど、就労を支援する体制を整備します。

施策の方向	概要
職業適応援助者（ジョブコーチ）による支援の促進	職場での適応に課題のある障害者及び事業主に対してきめ細やかな支援を行う職業適応援助者（ジョブコーチ）の養成を進め、障害者の円滑な就職及び職場適応の推進に努めます。
障害者の態様に応じた多様な委託訓練の充実	障害者職業訓練センターなどで職業訓練を行い、ハローワークを通じて一般の企業に実習などの委託訓練事業など利用して就労につながるよう努めます。
発達障害を含む障害のある生徒の在籍する学校と関係機関の連携・協力による、現場実習先の開拓・新たな職域の開拓	発達障害を含む障害のある生徒の卒業後の職業的自立を促進するため、学校・教育委員会、労働関係機関、企業等の緊密な連携・協力のもと、現場実習先の開拓や新たな職域の開拓を図ります。 また、一般就労を目指す発達障害者（児）に対し、就職に必要な生活習慣の確立や職能技術の獲得のため、障害福祉サービスを含めた利用を積極的に進めます。

施策の方向	概要
障害者の職業自立に対する職域の開拓	障害のある生徒及び保護者に対し、障害者の一般雇用や雇用支援対策に関する理解の促進を図ります。
「なら東和障害者就業・生活支援センターたいよう」の活用による専門的支援の推進	発達障害者、精神障害者等これまで効果的な対応ができずにきた障害者への支援のあり方やあらゆる障害者を対象とした職業リハビリテーションの提供を、障害者職業センターの活用によって行う。また、就労支援を担う専門的な人材の育成、地域の就労機関に対する助言・援助を積極的に行い地域の就労支援力の強化を図ります。また、障害者就労の課題検討や個別の事例検討会を行い、就労支援の質を高めていきます。

(2) 就労の継続

働く意欲のある障害者が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、在職中に身体障害者等になった者に対し、適切な職業リハビリテーションを提供することによる雇用の継続の支援や、安心して働き続けるための職場定着支援の充実を図る等、総合的な支援を推進します。

施策の方向	概要
中途障害者等の雇用継続のための支援	在職中に身体障害者、精神障害者、難病患者等となった者に対し、適切な職業リハビリテーションを提供し、雇用の継続の支援に努めます。
就労定着支援の充実	就労を目指す人への支援や、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、専門性の高い支援を活用します。

(3) 福祉的就労への支援

就労は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めるものであるため、障害のある人の能力や適正に応じた多様な働ける場を確保します。

施策の方向	概要
売れる商品づくりの推進	商品の品質向上と販路拡大、一般市場での流通を目指し、販売会やイベント等を活用した事業所商品のPRに取り組みます。専門家や企業等と連携し、魅力的な商品づくりに積極的に取り組む事業所を支援します。
農福連携の推進	農業に取り組む障害福祉サービス事業所に対し、農業技術や農産物の加工、販売に係る指導・助言を行う専門家を派遣するとともに、農業分野における販売会を実施することにより、販路の拡大を図ります。事業所における農業現場の理解を深め、施設外就労を推進します。
優先調達法の推進と工賃の向上	官公需による障害のある人の工賃向上を図るため、障害者優先調達法に基づく調達方針を毎年度策定して周知するとともに、物品等の調達可能な事業所について情報提供することにより、障害者就労施設等からの調達を推進していきます。

8 社会参加

【現状と課題】

本村では、障害があっても地域の中で生きがいを持って生活ができる社会参加の仕組みづくりを推進してきました。

障害福祉に関するニーズ（意向）調査結果では、障害に対する理解を深めるために、今後特に力を入れるべきだと思うことについて、「スポーツ・レクリエーション、文化活動を通して地域の人々と交流を深める」「ふれあいの集い」「住民対象の福祉講座や講演会を開催する」について、必要と感じる方が一定数みられます。

生涯学習、文化・スポーツ活動等の体制を充実することは、本人の生きがいや社会参加の促進につながります。障害者と障害者でない者が相互の理解を深めるとともに、障害者の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

また、視覚・聴覚障害のみならず、様々な特性や一人ひとりの状況、必要性に応じ、日常生活における意思疎通や情報入手が円滑に行われるよう、多様な手段による情報提供や意思疎通支援の充実を図ることが必要です。

（1）情報アクセシビリティの推進

日常生活等での意思疎通が円滑に行われるよう、手話通訳者等の充実を図るとともに、障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害の特性に応じた多様な方法による情報提供の充実により、全ての人が適切に情報入手できる体制を整備します。

施策の方向	概要
意思疎通支援事業の充実	障害者総合支援法に基づく本村が実施主体となった「地域生活支援事業」として「意思疎通支援事業（手話奉仕員の派遣）」の充実を図ります。
情報のバリアフリー化の推進	障害者にとってもみやすい広報紙づくりの検討及び村ホームページのアクセシビリティの向上を推進します。また、日常生活用具の1つである視覚障害者用パソコンソフトや上肢障害者用のパソコン周辺機器など情報意思疎通支援用具の給付制度の周知と制度の利用促進に努めます。

(2) スポーツ・文化芸術活動等の充実

障害のある人が文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションなど幅広い分野の活動に参加が促進されるように、活動の場の充実を図り、障害のある人の社会参加や生きがいがづくり活動を支援します。

施策の方向	概要
スポーツ・レクリエーションの促進	障害のある人が、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、文化活動、地域活動など幅広い分野の活動に参加が促進されるように、活動機会の拡大を図ります。
文化芸術活動に参加する機会の充実	生涯学習、文化芸術活動を通じて社会参加や生きがいの促進を図ります。 誰もが参加できるサークル活動等の情報提供を行い、推進に努めます。また、行事や講演会について周知を図るとともに、手話通訳等の派遣などにより学習活動、文化芸術活動への参加促進に努めます。



第 5 章

障害福祉計画・障害児福祉計画

1 成果目標と活動指標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本村における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	令和元年度末の施設入所者数の1.6%以上として設定
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	令和元年度末の施設入所者数の6%以上として設定

目 標 値	
令和5年度末の施設入所者数	6人
令和5年度末までの地域生活移行者数	1人

目標実現に向けた取組

相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障害者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	7人	7人	7人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	1人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	1人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人

目標実現に向けた取組

精神障害の程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築にあたっては、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として自立支援協議会を活用し、検討を進めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等の整備	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	近隣市町村との連携を含めて検討し、地域生活支援拠点機能の整備に努めます。

目標値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	1か所	1か所	1か所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1回	1回	1回

目標実現に向けた取組

障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を行います。

検討にあたっては、本村の実情や課題について関係機関が情報を共有し、自立支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上	令和元年度実績を上回る人数を設定
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上	令和元年度実績を上回る人数を設定
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.26倍以上	令和元年度実績を上回る人数を設定
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.23倍以上	令和元年度実績を上回る人数を設定
就労定着支援事業の利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する

目 標 値	
令和5年度までの一般就労移行者数	2人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労移行支援）	1人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援A型）	1人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援B型）	1人
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	1人

目標実現に向けた取組

障害者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障害者就労施設等からの物品等の優先調達や障害者施設に通所する障害者の工賃向上の取り組みを進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本	近隣市町村との連携を含めて検討し、児童発達支援センター機能の整備に努めます。
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本	近隣市町村の事業所と協力し、利用できる体制整備に努めます。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	近隣市町村との連携を含めて検討し、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保に努めます。
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	近隣市町村との連携を含めて検討し、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本	既存協議体の活用を含めた関係機関等が連携を図るための協議の場設置に努めます。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本	近隣市町村との連携を含めて検討し、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に努めます。

目 標 値	
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	1か所
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有
令和5年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所
令和5年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	1か所
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人

活動指標			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人

目標実現に向けた取組

障害児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保していきます。

また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制	令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保	実情に沿った支援のあり方を検討し、相談支援体制の充実・強化に努めます。

目標値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保	実施

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	1回	1回	1回

目標実現に向けた取組

相談支援体制を充実・強化し、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援機関と連携強化の取り組みを進めます。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築	サービス向上への体制構築に向けて検討を行います。

目標値	
サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	実施

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	0回	0回	1人

目標実現に向けた取組

障害者等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、検討にあたっては、自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。

2 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害者や精神障害者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	14	13	9	14	14	14
	時間	128	110	73	128	128	128
重度訪問介護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
行動援護	人	4	3	2	4	4	4
	時間	46	22	16	46	46	46
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

※令和2年度のみ12月時点

② 見込み量確保の方策

- 見込み量については、概ね横ばいの推移を想定していますが、ニーズの多様化に対応すべく、村内事業所はもとより、周辺機関・団体との連携を強化し、提供体制の確保・充実に努めます。
- また、サービスを必要とする人に対して情報提供を行い、利用促進に努めます。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障害のため日常生活を営むのに支障がある障害者（児）等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者又は難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障害者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者又は精神障害者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障害者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障害者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障害者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障害者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障害者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障害者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	16	15	16	16	16	17
	人日	310	310	309	320	320	341
自立訓練 (機能訓練)	人	0	1	2	2	2	2
	人日	0	4	9	9	9	9
自立訓練 (生活訓練)	人	0	0	0	1	1	1
	人日	0	0	0	4	4	4
就労移行支援	人	1	1	0	1	1	1
	人日	3	1	0	20	20	20
就労継続支援 (A型)	人	0	0	0	1	1	1
	人日	0	0	0	20	20	20
就労継続支援 (B型)	人	19	20	17	20	20	20
	人日	299	273	279	305	305	305
就労定着支援	人	0	0	0	1	1	1
療養介護	人	0	1	1	0	0	0
短期入所	人	9	6	4	9	9	9
	人日	16	22	20	22	22	22

※各年度3月分まで(令和2年度のみ12月分まで)の1月当たり平均

② 見込み量確保の方策

- 各サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、今後見込まれるニーズに対応できるよう、事業者との連携強化に努めます。
- 就労系サービスについては、サービス内容を把握するとともに、関係機関との連携を図りながら障害者の雇用促進に努めます。加えて、地域生活支援拠点の整備に向け、他市町村との連携を含めて検討を進めます。
- 障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときに対応できる短期入所サービスの充実を図ります。
- 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障害者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、生活介護施設等を整備・誘導に努めます。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

(3) 居住系サービス

サービス	概要
共同生活援助	障害者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障害者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人分	10	10	12	13	14	15
施設入所支援	人分	6	7	8	7	7	7
自立生活援助	人分	0	0	0	0	0	0

※各年度3月分まで(令和2年度のみ12月分まで)の1月当たり平均

② 見込み量確保の方策

- 地域生活への移行に関する国の指針を踏まえ、地域の受け皿の確保のため、村内及び近隣市町村施設との連携を強化し、新たな施設整備計画に関する情報共有や入所の調整を行うなど、支援の充実を図ります。
- 共同生活援助については、村内の休眠施設や空き家など、資源の活用を図ります。また、土地取得や上下水道の設備等に対する支援の方法について、検討を進めます。
- 障害者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組みます。
- グループホームの設置を促進するにあたり、障害のある方に対する誤解・偏見が生じないように、障害に対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図ります。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人分	36	37	38	38	38	38
地域移行支援	人分	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	人分	0	0	0	0	0	1

※各年度3月分まで(令和2年度のみ12月分まで)の1月当たり平均

② 見込み量確保の方策

- サービス等利用計画の作成に向けた相談支援員の資質向上を図るため、研修会開催などを進めます。
- 地域で生活している障害者が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

3 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	障害のある人への理解を深めるための講演会や啓発（イベント、パンフレット、啓発用リーフレットの作成・配布等）を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	無	無	有	有	有

※令和2年度のみ12月時点

② 見込み量確保の方策

- 障害者週間に合わせたイベント開催等による理解促進に向けた取り組みを行い、心のバリアフリーを推進します。また、障害者虐待防止の観点から通報義務の周知など啓発活動も併せて行います。

(2) 自発的活動支援事業

サービス	概要
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	実施	実施	実施

※令和2年度のみ12月時点

② 見込み量確保の方策

- 自主グループの活動を支援し、障害者の生きがいづくりを促進するとともに、活動の活性化に努めます。

(3) 相談支援事業

サービス	概要
相談支援事業	障害者やその家族の相談や必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助などを行います。基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うものです。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2	2	2	3
住宅入居等支援事業	実施状況	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

※令和2年度のみ12月時点

② 見込み量確保の方策

- 相談事業については、障害のある人やその家族の相談窓口として周知されるよう啓発するとともに、相談支援従事者研修等への積極的な参加を行い、スキルの向上や各関係機関が連携した相談支援体制の充実に努めます。
- 今後も障害のある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援などを行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人が自立した生活を送れるよう取り組みを進めます。
- 障害者・障害児を問わず、包括的な相談支援体制の充実に努めます。
- 住宅入居等支援事業については、関係課と調整・検討を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	知的及び精神障害者の方で、物事を判断する能力が十分でない方を保護・支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見人制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	有

※令和2年度のみ12月時点

② 見込み量確保の方策

- 成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、相談支援事業所等と連携して成年後見制度の利用を促進します。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、法人後見の実施を予定する法人が現れた場合、事業の実施を検討します。

(5) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス	概要
意思疎通支援事業	聴覚障害などのために意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	実利用者数	0	0	0	1	1	1
要約筆記者派遣事業	実利用者数	0	0	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	実設置人数	0	0	0	0	0	1

※令和2年度のみ12月時点

② 見込み量確保の方策

- 手話通訳者の増員、養成や技能の向上を図るため、手話通訳者養成講座を実施します。

(6) 日常生活用具給付等事業

サービス	概要
日常生活用具給付等事業	在宅の重度障害者などに対し、日常生活の便宜を図るため日常生活用具を給付又は貸与します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	件	0	1	0	1	1	1
自立生活支援用具	件	0	0	2	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	0	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件	0	0	0	0	0	0
排せつ管理支援用具	件	153	141	116	153	153	153
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	0	1	1	1	1

※令和2年度のみ12月時点

② 見込み量確保の方策

- 日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス	概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等との交流活動の促進、村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	実講習修了者数	0	0	0	0	0	1

※令和2年度のみ12月時点

② 見込み量確保の方策

- 手話ボランティア・通訳者の育成のための講習会を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます

(8) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援	屋外での移動が困難な障害者の余暇活動等の社会参加自立生活を促進するため、外出のための支援を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援	実利用者数	13	12	12	13	13	13
	延べ利用時間	645	788	690	788	788	788

※令和2年度のみ12月時点

② 見込み量確保の方策

- 利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。
- 移動支援事業への参入を呼びかけ、実施事業所の確保を図ります。

(9) 地域活動支援センター事業

サービス	概要
地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動、障害者間の交流等を目的とした事業を実施します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	8	8	10	11	13	14

※令和2年度のみ12月時点

② 見込み量確保の方策

- 障害者地域活動支援室の相談支援機能の強化を図るとともに、創作的活動及び地域交流の場として、内容の充実に努めます。

(10) その他の事業

サービス	概要
日中一時支援事業	障害者の日中における活動の場を確保し、障害者の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担の軽減を図ります。
訪問入浴サービス事業	障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して身体清潔の保持・心身機能の維持を図ります。
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション活動を行うことにより障害者等の社会参加を促進し、各種イベント等を開催します。
更生訓練費給付事業	身体障害者更生援護施設に入所又は通所している者に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人	5	6	3	3	3	5
訪問入浴サービス事業	人	1	0	0	1	1	1
社会参加促進事業	人	11	10	0	11	11	11
更生訓練費給付事業	人	0	0	0	1	1	2

※令和2年度のみ12月時点

② 見込み量確保の方策

- 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実績等を勘案し、適切な事業者等を選定しつつ、事業を必要とする人へサービス提供体制の充実を図ります。
- 社会参加促進事業については、障害者の社会参加への一助となるよう、事業参加者を増やすためにも、新たな事業展開を検討していきます。今後とも、関係者との十分な連携を進め、制度の充実を図ります。

(11) 村単独事業等

サービス	概要
重度障害者入院時サポート支援員派遣事業	意思表示が困難な重度障害の方が入院した際、意思疎通がスムーズに図れるよう支援員を派遣します。
公共交通空白地有償運送事業	山添村公共交通空白地有償運送利用に対する負担の軽減を図ります。
日常生活自立支援事業	知的及び精神障害の方で、物事を判断する能力が十分でない方に対し、金融機関での出入金の同行や代行、通帳等の預かりなどの支援を行います。(本事業の対象には認知症の方も含まれます。)

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者入院時サポート支援員派遣事業	人	0	0	0	0	0	0
公共交通空白地有償運送事業	人	82	69	65	65	65	75
日常生活自立支援事業	人	4	3	3	4	4	4

※令和2年度のみ12月時点

② 見込み量確保の方策

- 障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要なサービスであり、利用者の状況に応じた柔軟なサービスの提供に努めます。
- 公共交通空白地有償運送事業は、公共交通機関が不足している本村での通院等の外出には欠かせない事業であるため、制度の周知・啓発を行うことで、障害のある人の社会参加を進めます。

4 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障害児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	3	1	1	3	3	3
	人日	14	7	4	16	16	16
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	5	6	7	8	10	12
	人日	23	35	34	41	51	61
保育所等訪問支援	人	0	0	0	0	0	1
	人日	0	0	0	0	0	4
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	6	4	3	6	6	6
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	0	0	1

※各年度3月分まで(令和2年度のみ12月分まで)の1月当たり平均

② 見込み量確保の方策

- 障害児が必要な支援を受けることができるよう、療育に関する相談がしやすい体制づくりを実現するための相談支援を充実させるとともに、関係機関が連携して療育の充実に努めます。
- 療育教室など、より身近な療育の場の充実に努めます。
- 医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。



第 6 章

計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

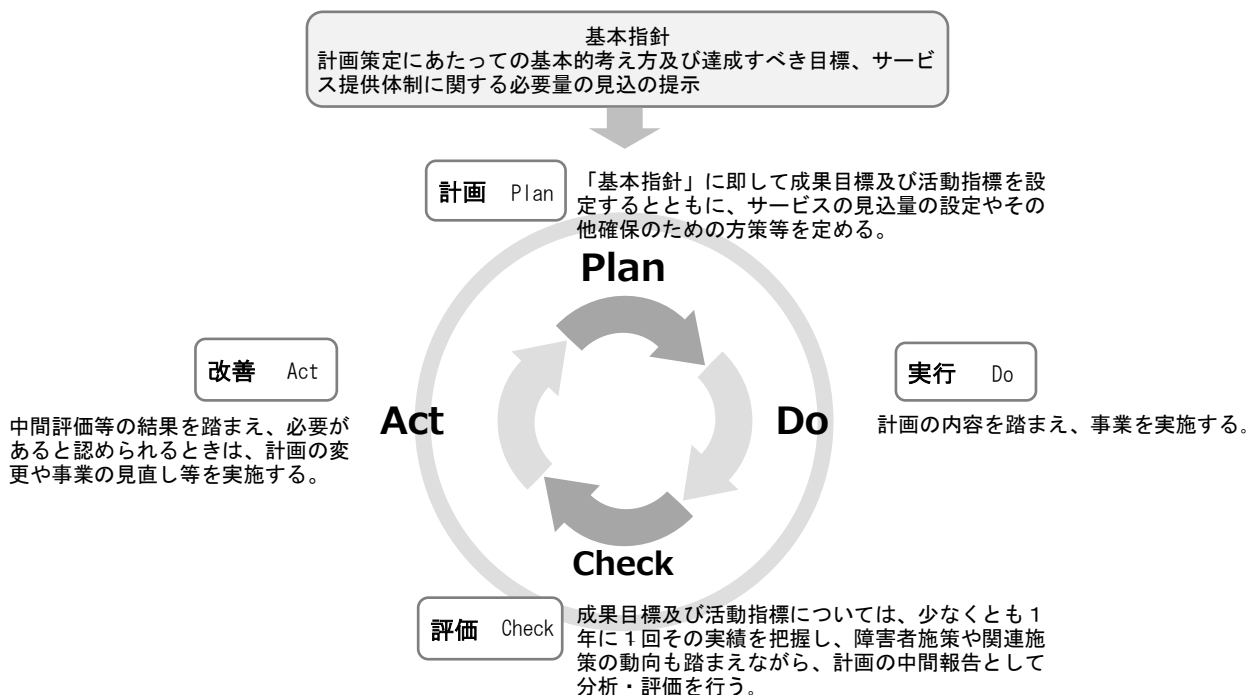
計画の推進にあたっては、国や県、山添村障害者自立支援協議会等との連携のもと、村民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障害者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活が営めるように支援体制の確保を図り、計画を推進します。

2 計画の点検及び評価

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるPDCAサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標及び活動指標については、1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

見直しの際には、山添村障害者自立支援協議会等の意見を訊きます。





資料編

|| 1 山添村障害福祉計画検討委員会要綱

(目的)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく山添村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく山添村障害福祉計画(以下「障害者計画等」という。)を策定するため、山添村障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 障害者計画等の策定に関すること。
- (2) その他障害者計画等に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、村長が委嘱又は任命する。

- (1) 村障害者関係団体代表
- (2) 村内関係事業所関係者
- (3) その他村長が必要と認める者

3 前項の委員のうち、役職により委嘱又は任命されている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員から選出する。

2 会長は、会務を掌理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、第3条に規定する委員のほか、必要な者の出席を求めることができる。

(設置期間)

第6条 委員会は、障害者計画等の策定により解散するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 山添村障害者基本計画検討会議設置要綱(平成15年6月山添村告示第54号)は、廃止する。

2 山添村障害者計画等策定委員会 委員名簿

(第4期障害者基本計画・第6期山添村障害福祉計画・第2期障害児福祉計画検討委員会)

氏名	所属	備考
豊田 源雄	山添村身体障害者福祉協議会 会長	
大久保 浩	障害者支援施設 大和高原太陽の家 施設長	会長
今中 博美	特定非営利活動法人 どうで 理事長	
浦 貴寿	山添村社会福祉協議会 事務局長	
楠本 佳江	相談支援事業所たいよう 相談支援専門員	
廣 泰介	夢工房どうで 相談支援専門員	
中谷 淳	山添村社会福祉協議会 相談支援専門員	

第4期山添村障害者計画
第6期山添村障害福祉計画
(第2期山添村障害児福祉計画)

令和3年3月

山添村 保健福祉課

〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大字大西 151 番地

TEL : 0743-85-0045

FAX : 0743-85-0472